

---

---

# 2020 年度

## 通常総代会 議案書

---

---

### 議案

- 第 1 号議案 2019 年度事業報告書・決算関係書類承認の件
- 第 2 号議案 2020 年度事業計画及び予算承認の件
- 第 3 号議案 役員報酬限度額決定の件
- 第 4 号議案 他団体への加入・脱退に関して理事会の議決事項とする範囲決定の件
- 第 5 号議案 定款一部改正の件
- 第 6 号議案 役員選挙規約一部改正の件
- 第 7 号議案 監事監査規則一部改正承認の件
- 第 8 号議案 議案決定効力発生の件  
役員選出の件

2020 年 5 月 26 日 (火) 18 : 00 受付開始 18 : 30 議事開始  
北大生協会館 1 階多目的ホール



北海道大学生生活協同組合

# 設立趣意書

北海道大学生生活協同組合

敗戦後、新たな意志と目標とを持って再び学校に戻って来た学生を迎えたのは不完全経済の波であり、荒狂うインフレの波であった。その混乱のさなかに北海道大学協同組合は生まれた。「学園の自治」「学問の自由」を守るためには学生も教職員ともに、まず自らの生活を自らの手で守らねばならなかったのである。爾来十年、幾多の曲折はあったが北大協同組合は常に組合員相互の信頼をもとに組合員の総意によって運営され、学園の福利厚生施設の改善整備に、組合員の文化的、経済的生活の向上に大きな役割をはしてきた。

近来「戦後は終わった」ということが各方面で叫ばれ、特に昨年は経済界が、それこそ「神武以来の好景気」に湧いたといわれたが、私たちの生活は決して楽なものではない。むしろ国鉄運賃、消費者米価の値上げは直接間接を問わず、私たちの生活に大きな影響を与えている。しかも、よりよい学園生活の建設を目指す私たちの運動に対する圧迫は最近ますます激しさを加え、私たちの正当な権利を否定しきろうとしている。この時にあたり、私たちは協同組合の使命の重大さを改めて痛感するとともに、この組合の社会的な信用を一層高め、その基礎をより強固なものにしなければならないと考える。以上の理由から北海道大学協同組合は消費生活協同組合法に則り「北海道大学生生活協同組合」として新たに発足しようとするものである。

北大生協は、1947年（昭和22年）6月13日に、当時の大学厚生部が中心になり、「北海道大学協同組合」として、伊藤誠哉学長（当時）を初代理事長に設立された。このときに設立趣意書も作成されたのではないかと思われるが、史料が残っていない。

北海道大学協同組合は1957年（昭和32年）11月1日に法人化のための総会を行い、ここで名称を「北海道大学生生活協同組合」に改めこの設立趣意書を採択した。

1957年版の設立趣意書については何種類かの版が今日に伝わっている。（句読点や改行の位置、「とき」とするか「時」とするか、などの違いがある。）これは、1975年9月発行の「北大生協創立二十五年史」に掲載されている設立趣意書である。

（2006.06.23 専務理事 柳田記）

## 2020 年度通常総代会 議事次第

1. 開会宣言
2. 議長選出
3. 理事長挨拶
4. 書記・議事運営委員指名
5. 議事
  - 第 1 号議案 2019 年度事業報告書・決算関係書類承認の件
  - 第 2 号議案 2020 年度事業計画及び予算承認の件
  - 第 3 号議案 役員報酬限度額決定の件
  - 第 4 号議案 他団体への加入・脱退に関して理事会の議決事項とする範囲決定の件
  - 第 5 号議案 定款一部改正の件
  - 第 6 号議案 役員選挙規約一部改正の件
  - 第 7 号議案 監事監査規則一部改正承認の件
  - 第 8 号議案 議案決定効力発生の件  
役員選出の件
6. 閉会宣言

以上の議案に関し、活発なご審議のうえご承認いただきますようお願い致します。

代表理事 理事長 柿澤 宏昭  
代表理事 専務理事 小助川 誠  
他理事一同

# 2019年度事業報告書及び決算関係書類 これらの附属明細書

(全 期)

自 2019年3月 1日

至 2020年2月29日

I 事業報告書

II 事業報告書の附属明細書

III 決算関係書類 (損失処理案を除く)

(1) 貸借対照表

(2) 損益計算書

(3) 注 記

IV 決算関係書類の附属明細書

V 損失処理案

北海道大学生生活協同組合



# 第 1 号議案 2019 年度事業報告・決算関係書類承認の件

## I 2019 年度事業報告書

2019年3月1日から2020年2月29日まで

作成 2020年3月26日

北海道札幌市北区北八条西7丁目1番地1

備付 2020年4月22日

北海道大学生協同組合

理事長 柿澤 宏昭

### 【1】 組合の事業活動の概況に関する事項

#### 1. 事業年度の末日における重要な事業活動の内容

事業種目		主な事業品目等
供給及び利用事業	物品供給	書籍、文具、教育機器、衣料品、電気製品、家具、その他組合員の日常生活に必要な物資を供給する事業。
	サービス提供	国内・海外旅行等の旅行業務を取り扱う事業。アパート・下宿の斡旋および管理する事業。その他日常生活に必要なサービスを提供する事業。
	サービス提供	組合員に食事を提供する事業。
その他		組合員のための生命共済、火災共済の業務受託事業。

#### 2. 事業の経過及びその成果並びに対処すべき重要な課題

##### － 1 事業の経過及びその成果

北大生協 2019 年度テーマ 『過去にとらわれず、変化を恐れず、新たな取組みにチャレンジしよう！』

##### ●北大生協をとりまく事業環境

2018 年度は、9 月に発生した北海道胆振東部地震の影響で赤字決算でした。2019 年度は、赤字解消を目指す年でしたが、様々な事業環境の変化により、今年度も赤字での決算になりました。

北海道大学構内にセイコーマートが新店舗を出店してから 2 年目を迎えました。セイコーマートの向いに立地する中央購買店では、**食品関連の商品構成**<sup>1</sup>の見直しを図り、利用客数で 2018 年 7 月以降の実績ベースを維持する計画をしましたが、利用減少の歯止めはかかりませんでした。

<sup>1</sup> 購買の食品分類は、主にはパン類・おにぎり・弁当・菓子・カップ麺類・飲料・乳製品・デザート類を含みます。

2019年10月には、消費税が10%への増税となり、あわせて軽減税率やキャッシュレス・消費者還元事業が始まりました。生協電子マネーの利用は促進されましたが、現金利用から電子マネーに決済方法が変化しただけで、供給の大きな伸長にはつながっていません。

2020年2月からの新型コロナウイルス感染拡大は、世界的な混乱はもちろんですが、当生協の事業活動にも甚大な影響を与えています。卒業式や入学式の中止による損害、海外旅行自粛要請による旅行商品の取消、学会集会や企業セミナーの中止による懇親会の中止など、2～5月期の供給は約7,000万円の減少になっています。

生協が業務委託されている福利厚生施設の築年数は、クラーク会館（築60年）、中央厚生会館（築43年）、北部・福利厚生施設（築51年）です。老朽化に伴い空調、排水管、電気設備の故障が多々発生するようになり、故障内容によっては休業となり、組合員利用に影響を与えることが多くなってきています。しかし、厳しい予算執行の中で、計画的な設備や施設投資ができない状況にあります。施設改修の計画に関われるように大学との協力関係を大切に、生協の役割をご理解いただいて要望を反映してもらえよう取り組んでいきます。

2018年度までは、北海道地区の大学生協が共同で**商品仕入**<sup>2</sup>を行っていました。2018年11月より取引先との商談業務などを**大学生協事業連合**<sup>3</sup>（東京）に集中することになりました。全国での共同仕入に切り替えることで、取引条件の改善や効率化、安定的な商品供給をめざすことを目標しました。しかし、スタート時は様々な混乱と新学期事業の繁忙時期がぶつかったこともあり、組合員をお迎えするための店づくり（品揃え、棚づくり）が十分にできませんでした。

また、メーカー希望販売価格から割り引いた組合員価格から、更にポイント還元を行う価格政策を採用していますが、4月以降の食品や飲料は、お得感の訴求が十分ではなかったようで、利用減少につながったと考えています。後期は、フレンドリー職員を中心に『食品学習会』などを行い、店舗・棚づくりの立て直しを図りました。学習会で大学生協事業連合から提案される商品や企画の考え方などを学ぶ機会を設けたことで、商品構成の見直しなどができてきました。

## ●2019年度事業計画達成に向けた課題に対する総括

### 1. 組合員アンケートの実施

組合員の生協店舗に対する要望やコンビニ出店後の学生生活の変化を把握するため、アンケートを計画していましたが実施できませんでした。

ただし、リアルな大学生活の把握を目的にした「北大生の大学生活まるごとアンケート」を実施しました。544名の学生の方から回答を得ました。この調査は、パソコンの使用状況や食生活など、入学準備から卒業までの北大生のリアルな生活を把握することが目的でした。また新学期で提案している英語教材の利用実態についてアンケートを行い50名から回答を得ました。これらのアンケートは、2020年度新学期の学習教材やパソコンの提案に活かされ、受験生新入生や保護者の不安解消につながったと思われます。

### 2. 食生活事業の強化

食堂部門では、多くの組合員が、ほぼ毎日来店するという想定のもとに、メニューの工夫やイベントに取り組みました。また、この数年間行っていなかった「生寿司催事」や「旬のサンマ」など北大生協独自仕入れでの企画を、新たに提供できるようになりました。新メニュー提案やイベントを行っても、定番メニューの品質管理、在庫管理、クレンリネスについて疎かにならないように基本業務の徹底も重要課題としました。

<sup>2</sup> 商品仕入は、北大生協がメーカーや問屋と直接の条件交渉を行うことはほとんどありません。基本的には、大学生協事業連合に業務委託しています。

<sup>3</sup> 大学生協事業連合=生活協同組合連合会大学生協事業連合の略称。2018年11月に6事業連合が合併発足しました。

しかし、食堂部全体では客数の減少が止まらない状況が続いています。特に、16 時～20 時の時間帯が大きく利用減少になりました。店ごとの利用客層が違いため、不振の要因は異なります。それでも、それぞれの店舗の状況に即した運営の改善、QSC の向上<sup>4</sup>、来店動機を強く押し出す企画の具体化などが重要になります。

**ミールカード**<sup>5</sup>は、受験時から提案を強化しました。住まい環境に沿った提案ということで、学生会館入居者には 500 円コース、一人住まいの学生には 900 円、1200 円コースをおすすめすることで加入率のアップを目指し、実績は 1,346 件と前年比 105% 伸長することができました。

19 年度は、留学生向けミールカードの導入、全食堂でのハラルメニューの提供を課題としましたが、ハラル食材の入手、厨房や調理器具の区別等を整備することができず、中央食堂以外でのハラルメニューの提供は実現できませんでした。

懇親会受注では、大規模学会やケータリングの多い時期は、食堂全店で受注できるように努めました。しかし、学内施設の懇親会は施設使用料が発生することもあり、学外で懇親会を検討する傾向が多くなっており、ケータリングの申込は減少させました。

中央コップパン店の拡大と、北部食堂での「焼き立てパン」新規計画を検討しましたが、両施設とも耐震工事、老朽化による施設改修工事が次年度以降に検討されていることから、今年度の拡大計画、新店オープンはできませんでした。20 年度の継続課題になりました。

18 年度より内製弁当『ココにも食堂』を食堂で作って購買店で販売する取り組みをしています。19 年度からは、ミールカードでの支払いが可能となりました。しかし、ミールカードでの利用は、製造数の 7 割程度が利用されると想定していましたが、まだ想定数に達していません。

### 3. 年度末校費対策

購買外売店では、消費税増前の駆け込みによる利用増加、20 年 1 月でサポート終了するパソコン OS、Windows7 から Windows10 への買い替え需要がありました。情報機器分類の商品確保や受注対応をしっかりとできたことで、校費は 2 月累計で前年比 6.9% 伸長しました。購入予定者との直接の関わり、日常的なサポート対応があることで利用に繋がっています。

大阪大学生協が大阪大学に納品した「公費受注システム」を北大の担当部署にも情報提供を行いました。北大独自にシステム構築がされており、更に Amazon Business が導入となったことから、北大生協からの提案は実現できませんでした。電子購買での Amazon Business 導入の影響も考えられますが、文具商品やごみ袋の単価契約が落札できなかったことで雑貨商品では校費利用は低迷しました。

### 4. 中央厚生会館の経営対策

競合コンビニ対策として、中央厚生会館の対策を強化しました。購買店では、パン、おにぎり、弁当、お菓子、デザート、飲料の分類では、特定商品ごとにポイントを付与する企画、隔週での特売企画や夕割企画に取り組みました。しかし、利用実績は大きく減少させました。4 月から利用実態に沿った人員体制や営業時間の短縮を行いました。一方で、理学部のミニショップや文系ミニショップでは利用が増えていることから営業時間を延長しました。商品アイテム数は限られていますが利便性が勝っているのだと思います。

中央食堂では、今年も北方生物圏フィールド科学センターの協力で、北大農場の野菜や果物などを調達できたことも含めて、オリジナルメニューの提供に努めてきました。2 階食堂では、曜日毎のメニュー、定食、注文後の調理（ツーオーダー）で温かいメニュー提供ができることが組合員利用に繋がりました。食堂の客数は、18 年度の比較で▲0.4%、供

<sup>4</sup> QSC とは、飲食業界において最も大切に取り組むべき行動指標、クオリティ（品質）・サービス（接客）・クレンリネス（清潔さ）の 3 要素を高めていくことが求められています。

<sup>5</sup> ミールカードは、「年間利用定期券」として生協食堂の安心安全のメニューから、バランスの良い健康的な食生活を習慣づけてもらい、保護者の方にも安心していただける仕組みです（マイページで利用状況の確認ができます）

給高は18年度の比較で1.04%伸長となっています。

## 5. 広報費、供給促進企画、組合員還元企画の在り方を見直します。(費用対効果)

新入生向けの広報では、年々WEBによる提案を強化しています。パンフレット類の内容の精査や発行数の検討を行い無駄の削減に努めました。日常の広報についてもWEBやSNSを活用して、費用の節約に繋がっていきます。

書籍部門では、本の日(11月1日)ポイント還元企画や年末謝恩セール(12月)などの組合員還元企画の情宣強化を徹底し、書籍利用増加につながりました。しかし、食堂部門では、各店での独自企画は開催店舗だけの広報が多く「知っていたら利用したかった」という声が教職員総代会議で報告されています。生協の情宣については、組合員に広く伝える手法の試行錯誤が続いています。

2019年度秋の生協電子マネー・プレミアムキャンペーンでは経営状況を踏まえて、プレミアム付与率を5%から3%に変更させていただきました。この費用は広報費に計上されていますが、付与率の変更により費用実績は大きく削減されています。

しかし、厳しい経営状況の中、電子マネー・チャージキャンペーンではプレミアム分で約2,600万円、商品購入した場合の利用ポイント還元では約4,000万円、ミールカードのお得な還元では約460万円というように、組合員の皆様へ利益還元を行っています。そのほかに、書籍の割引や文具の2割引販売、イベント企画などで、還元総額は約8千万円になります。

## 6. 事業計画に掲げていなかった課題について

水産食堂は、夕食提供時の平均客数が20名程度と、採算分岐点である70名30,000円というラインを大きく下回っています。19年度下期から定食スタイルの出食に変更しましたが、利用は思うように伸長しませんでした。そのため、赤字解消の対策として夕方営業を止める判断をしました。代替え策として新年度から、購買店の営業時間を延長して内製弁当(ホット弁当)の販売を行うこととしました。また、札幌キャンパスの食堂では展開していない、鉄板メニューを出食することにしました。



## ●組織委員会活動報告

	学生組織委員会	院生組織委員会	留学生組織委員会	教職員組織委員会
3月	・『北大生の生活』発行	・新入院生歓迎冊子 『いんでないかい』発行	・新入留学生向けパンフレット「Welcome to Hokkaido University CO-OP」発行	・総代会議
4月	・新入生歓迎活動 ＜春友祭＞ ・履修相談会 MANAVI ・店舗紹介の冊子作成	・新入院生歓迎会 ・総代説明会		・『きぼうの虹』発行 ・総代会議
5月	・総代説明会 ・総代会	・総代会		・総代会議 ・総代会
6月	・大学祭でのごみナビ		新体制で委員会開催	・『きぼうの虹』発行 ・フォトコンテスト企画 ・総代会議
7月	・機関紙『Letter』発行 ・生協店舗の装飾や、大喜利企画 ・選挙に関する活動 ・総代のつどい			・総代会議
8月	・北大生と話そうなどオープンキャンパス活動 ・受験生応援メールマガジン(8月～3月)		留学生向けポスターとパーティーチケットの作成	・『きぼうの虹』発行
9月			オリエンテーション広報準備	・総代会議
10月	・自転車点検	・総代会議	・新入留学生ウェルカムパーティー ・中古自転車無料譲渡会	・『きぼうの虹』発行 ・総代会議
11月	・ポッキー人気投票 ・機関紙『Letter』発行 ・AO・帰国子女・国際総合入試受験生歓迎活動 ・機関紙『Letter』発行			・フォトコンテスト応募作品展示会 ・総代会議
12月	・総代のつどい ・店舗装飾や組合員の声カードへの返信			・『きぼうの虹』発行
1月	・共済冊子の発行 ・たすけあいボード・ハザードマップの設置	・書評誌 『ほんでないかい』発行		・総代会議
2月	・受験生歓迎活動		新入留学生向けパンフレット作成作業	・『きぼうの虹』発行 ・総代会議

## 1. 学生委員会

### ○基礎情報

委員人数：2019 年度 27 人

主な活動：生協店舗でのポッキー人気投票や共済ハザードマップ、総代のつどいなどの北大生を対象とした活動のほか、オープンキャンパスや AO・帰国子女・国際総合入試や一般入試受験生向けの歓迎活動、そして冊子「北大生の生活」の編集作成や春友祭の運営企画、履修相談会 MANAVI 運営などの新入生向けの活動など

### ○委員会方針と 2019 年度総括

「組合員、みんなが生き活きする」

2019 年度は、年間を通して学生組合員の方々を対象とした活動を多くできたこともあり、私たち学生委員会が行っている活動に関わった人やその活動に対象者として参加した人の生活にとって、私たちの活動は確実に良い影響を与えられていると言えると思います。しかし、学生委員会というものの知名度があまり高くないことによるものか、北大生協の組合員数というのは非常に大きいのに関わらず、参加者がやや少ないというのが課題としてあげられます。

## 2. 院生委員会

### ○基礎情報

委員人数：2019 年度 11 人

主な活動：新入院生歓迎会・書評誌「ほんでないかい」発行・院生交流ジンパ（2019 年末実施）

### ○委員会方針と 2019 年度総括

「専門を越えた院生どうしの交流の機会や有意義な院生生活を送ることができる活動の実施」

2019 年度は、新入院生歓迎会に 37 人の新入院生に参加していただきましたが、その後の院生の交流の場となるイベントの実施ができませんでした。一方、毎年院生委員会で作成している書評誌「ほんでないかい」では、40 名からご応募いただきました。また、新入院生歓迎冊子「いんでないかい」では、より新入院生の知りたい内容を掲載することができました。院生組合員のみなさんには、これらの活動を通して、不安なことを減らしていただいた状態で院生生活のスタートを切り、さらに研究だけではなく有意義な院生生活を送っていただいていると思います。

## 3. 教職員委員会

### ○基礎情報

委員人数：2019 年度 7 人

主な活動：

- ・学内 7 ヶ所（農系・工系・理系・医歯薬系・文系・高等教育・北キャンパス）で、総代・教職員委員  
生協職員が集まり総代会議を開催しました。
- ・毎月 1 回、総代会議終了後に教職員委員会を開催しました。
- ・機関紙「きぼうの虹」は隔月偶数月に発行しました。
- ・機関紙「きぼうの虹」企画としてフォトコンテストを開催しました。あわせて、応募作品の展示会を開催しました。

#### 4. 留学生委員会

委員人数：2019年度8人

3月に新入留学生向け冊子「ようこそ北大生協へ 2019」の完成以降活動を休止していましたが、7月からほぼ同じメンバーで活動を再開することが出来ました。春の歓迎企画は出来ませんでした。秋に向けてしっかりと準備を行い10月の歓迎企画は全て実施出来て、新入留学生に喜んで頂きました。

<主な活動>

3月：新入留学生向け冊子「ようこそ北大生協へ 2019」が完成～都合により活動休止

7月：留学生委員会活動再開～秋入学の留学生向け歓迎企画の準備を開始

9月：歓迎企画等の情報宣伝物を作成（ポスター、チケットなど）

10月：大学の新入留学生オリエンテーションで広報物を配布（ようこそ北大生協へ、企画案内・加入案内など）

生協歓迎企画「Welcome Party」（参加106名）「中古自転車無料譲渡説明会」（85名限定）

「中古自転車無料譲渡会」（85名中83名引取）

12月～：「ようこそ北大生協へ 2020」の編集作業を開始

#### ●その他の取り組み

##### 1. 環境課題推進委員会

～ ムリなくできる eco ライフ レジ袋の利用全廃をめざして レジ袋有料化スタート

環境課題推進委員会は、生協の環境マネジメントの監査のほか、環境マネジメントに関する政策立案や提言を行う専門委員会として2008年に設置されました。

2019年度は、前年度理事会から委嘱を受けて検討してきた「レジ袋」について、6月1日からの有料化等を理事会に上申、2019年3月期理事会で決定後は、広報宣伝タスクフォースチームを結成、チーム構成は、店舗現場から店長（生協職員）、生協広報担当職員、環境課題推進委員会から数名と環境課題推進委員会支援担当職員をピックアップしてチームを編成しました。ポスターや食堂のPOP、学生向け告知文書の作成の準備を実施しました。告知ポスターは日本語版のみならず、北海道大学サステナブルキャンパスマネジメント本部に協力を依頼し、英語版と中国語版ポスターを作成し、各購買店舗・食堂に掲示しました。ポスターやPOPのデザインはレジ袋の価格を強調するとともに、環境に配慮した生活行動を呼びかけるものとなるよう工夫しました。学生向け告知文書では、サステナブルキャンパスマネジメント本部を通じて大学の学生用ポータルサイト（ELMS）でレジ袋を取り巻く社会状況や北大生協でのレジ袋使用状況、有料化の経緯や趣旨を説明しました。それらの活動の成果もあり、有料化開始直後から開始当初に見られる苦情やオペレーション上の混乱なく、スムーズな実施となりました。



日本語版・英語版・中国語版の告知ポスター

有料化開始から 2020 年 2 月までのレジ袋の利用枚数や辞退状況は、全店舗利用枚数 ; 34,801 枚 (前年推定利用枚数差異枚数 613,000 枚減) 購買店舗での辞退率 ; 97.2%と、想定以上の辞退状況となりました。

(詳しくは北大生協ホームページ [https://www.hokudai.seikyou.ne.jp/torikumi\\_r/](https://www.hokudai.seikyou.ne.jp/torikumi_r/) をご参照願います。)

また、レジ袋の売上金(預り金) 174,005 円のうち 150,000 円は、北大と北大校友会エルムが協議して、北大エルム基金を通じて、校友会エルムが 2020 年 4 月学部生入学者全員に配布する「北大オリジナルバック」事業に寄附することになりました。

(詳しくは、[https://www.hokudai.ac.jp/news/pdf/20200331\\_pr\\_bag.pdf](https://www.hokudai.ac.jp/news/pdf/20200331_pr_bag.pdf) をご参照願います。)

環境課題推進委員会では、大学生協連主催「全国環境セミナー」に 1 名派遣、サステナブルキャンパス推進協議会(略称 ; CAS-Net JAPAN) 年次大会に 3 名を派遣(派遣費用は大学から負担)して情報交換しました。

(詳しくは「きぼうの虹」No.386・No.387『CAS-Net JAPAN 2019』年次大会参加報告参照願います。)

## 2. 大学との連携

2019 年 10 月 1 日(火)、北海道大学と北大生協は「災害時における相互協力に関する協定」を締結しました。なお、北大事務局会議室にて行われた締結式には、笠原正典本学総長職務代理と柿澤宏明北大生協理事長が出席されました。

ここに至った理由は、北大生協が学内に複数の売店や食堂等の店舗を有していること、災害等発生時における北大生協からの支援は非常に大きく、北海道胆振東部地震では物流がストップする中、学内各店舗の商品や食材を集約した臨時営業、一人暮らしで食料も何もない学生への対応としてクラーク食堂での炊き出し、生協会館に携帯電話の無料充電サービスコーナーを設置するなどの支援活動を行ったことなど、北大からの評価していただいたことによるかと考えております。有事の際には、北大と協調協力しながら組合員へのサービス提供を行っていくことが期待されています。





## ●2019年度の業績

### 1) 組合員数および出資金

組合員数は26,152人で前年と比較して327人減少しました。出資金額は3億9,258万円で前年と比較して8.5万円増加しています。

### 2) 供給事業

総供給高では41億4,304万円(予算差▲1億3,751万円、前年差▲5,323万円)、供給剰余は9億5,548万円(予算差▲5,455万円、前年差▲3,541万円)となりました。

部門別には、購買部19億5,523万円(予算差▲4,162万円、前年差▲4,072万円)、食堂部9億471万円(予算差▲5,476万円、前年差+245万円)、書籍部5億3,703万円(予算差▲4,594万円、前年差▲2,707万円)、サービス部門7億4,606万円(予算差+482万円、前年差+1,211万円)、となっています。新学期事業での後退が大きな影響でした。教材パソコンは、販売計画を達成できずに在庫を残しました。自動車学校は高伸長(サービス部門)です。1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大予防による学事日程の変更がありました。卒業衣裳の供給は20年度に繰り越し計上する予定だったものの、全額返金となりました。旅行事業分も、11月以降の供給が、ほぼ返金になっています。キャリア店の公務員講座の供給・仕入計上は、月次利用分で行うように変更をしました。そのため、最終供給は申込計画未達成のため減少していますが、供給剰余は確保しています。その他、ミールカード利用の供給値引きが、493万円にとどまりました。ルームガイド店は、大学受託業務の留学生宿舎・外国人宿舎管理業務の他、生協管理物件の確保等を進めましたが、収入は後退しました。共済申込件数は、増加しました。斡旋手数料の大きな減少もあり、手数料収入全体では3億5,853万円で予算比1,446万円、前年から655万円減少しています。

### 3) 事業経費

人件費では引き続き残業が増えています。定時職員給与の賃金改定、契約変更、アルバイトの時給額見直し等もあり費用的には膨れ上がりましたが、採用不足・労務コントロールにより予算からは1,280万円の統制ができています。退職給与引当も不足分を追加計上し、職員の異動もあり充足率は95%以上となりました。予物件費では老朽化や故障による設備投資やWin10対応でのパソコン入替、Web管理システム導入などが計画外でありましたが、その他費用の節約に努めました。新生活用品事業は、物流費の予算計上漏れで、285万円の超過(前年▲415万円)となっています。予算比2,105万円の節約となりました。

### 4) 事業外損益

睡眠組合員の整理で599万円、自販機環境対策費366万円などを収入計上し、商品廃棄ロスで107万円、出資金整理後返還で58万円を計上し、経常損失は3,287万円です。

キャッシュレス還元事業では、一旦、還元額を雑損失として計上しています。同額を、大学生協事業連合より立替還元されて雑収入に計上しています。今年度発生分で2,247万円となりました。

### 6) 特別損益

固定資産除却損で19,856円発生しています。

### 7) 当期損失金

法人税等を72万円計上して、当期損失金は3,461万円で終了しています。前期繰越1,417万円とあわせて4,878万円の未処理損失金となります。そのまま次期繰越損失金とすることを提案します。

## － 2 対処すべき重要な課題

### 1. 事業分類ごとの課題

#### (1) 食堂部門

この間、供給の伸長を続けてきましたが、2018 年度後半から減少に転じています。客数の低迷が主原因と思われる。ミールカードの提案強化により、ミールカードホルダーは増えていますが、昼食は極端な減少になっていません。しかし、午後 2 時から 5 時までのアイドルタイムでの減少が大きいようです。朝食と夕食に特別メニューを提供するなどの対策を打ってはいるものの、全体での利用が後退しています。客数回復に焦点を当てた対策をとる必要があります。

#### (2) 購買部門

各学部によって学内滞在人口の変化がありますので、営業時間の見直しなどの対策が必要です。また店舗やショップによって売れ筋の商品群が違っても明確になってきていますので、しっかりと店づくりを行うことが肝心です。

例えば、中央購買店は、耐震工事に際して機能見直しを図る予定です。赤字が続く学寮店、獣医店、薬学部店もあり方について検討が必要になっています。一方、文系ミニショップや理学ミニショップは売り場拡大の要望が強くなっています。

#### (3) 書籍部門

図書館納品は、利用の大きな柱ではありますが、剰余率は厳しいものがあります。コストを賄うだけの収益を確保できていませんので抜本的な対策が必要です。大きな事業の柱である教科書事業・専門書事業を守ることは、大学生協の使命でありますので、ネットなどへの流出に負けずに、利用環境を整え、一層の効率的な運営を目指す必要があります。単独の売り場として 2 店舗＋外売店を維持することを目指すのではなく、他部門や学部店との連携により、利用の場面を拡大することを今後の重要課題と位置付けます。

**DECS 事業**<sup>6</sup>・電子書籍は、改めて大学生協で取り組むことの意義を確認し、学び事業との連携事業として利用の拡大を目指すことを課題にします。

#### (4) 「学びと成長」事業・旅行事業部門

キャリアサポート店は、学内オリジナル公務員講座と TOEFL や TOEIC などの試験運営で実績を上げてきました。損益的には十分な剰余を残せてはませんが、書籍事業や旅行事業など他部門との連携で、持続的な提案事業を構築していくことが必要と考えています。その中で、「グローバルコミュニケーション事業」<sup>7</sup>「就職支援事業」などで収益性を高められるようにしていく必要があります。「学びと成長」事業を支えるものは、参加した学生同士の学びあい・支えあいです。この視点を事業全般に位置付け変化させていくことが求められています。

#### (5) 住生活事業部門

ルームガイドのお部屋紹介事業はシェアの拡大を目指し、新入生への住まいの提案や在校生の住み替え需要の動向を分析しながら利用環境を整えてきました。大学の入試環境の変化により、来店をしないでお部屋を決める動きは拡大していくことが予想されます。組合員・共済加入に加えて、新生活用品事業などを一体となって取り組んでいくことで、「ワンストップサービス」を実現し、利用の拡大と効率的な運営を目指しています。

<sup>6</sup> 電子教育コンテンツサポート (Digital Educational Contents Support Plan)。電子教科書・電子教材を活用した「大学での新たな学び」と「学生の主体的な学び」をサポートするため、2014 年度からシステム開発と普及活動を進めている。

<sup>7</sup> グローバルコミュニケーション事業とは、これまで旅行事業で培ってきた「海外留学」「海外インターンシップ」「海外体験ツアー」などと英語講座やスチューデント EQなどを組み合わせるなどして、単なる留学や海外旅行ではない旅行商品の提供をめざしたものです。

留学生宿舍管理業務は、契約条件として想定外の厳しい部分があり、持続可能な業務と判断することが難しい状況です。大学や留学生への貢献を重視していますので、継続して担っていきたい業務ではありますが、経営判断も必要と思われる。

## 2. 組合員のニーズと店舗の役割や機能を最適化していくこと

北大生協は、正規職員 45 名・フレンドリー職員 310 名・シニア定時職員 10 名・アルバイト 230 名、総勢約 600 名の労働者を抱えています。また、購買・書籍・食堂・印刷・旅行・キャリア・部屋紹介・共済保険など多岐にわたる事業領域で組合員の生活をサポートしています。店舗数は、購買 13・食堂 8・書籍 2・印刷・旅行・キャリア・部屋紹介は各 1 店舗、外販部門と水産支部があり、主要国立 7 大学の中でも店舗数が多い大学生協です。

この大きな組織体を運営するうえで、事業部門という縦割りでの労務管理や指揮系統、利用分析と課題立案は必然なことです。しかし、組合員からの視点でサービス内容を捉えたとき、なんとも不自由なのではないかという議論を、常務理事会などでしています。歴史的に、そこから脱することは容易ではありません。しかし、組合員のニーズや生活場面から店舗づくりをスタートするならば、部門のくりにとらわれるべきではありません。部門の連携で各店舗の役割や機能を見直し、組合員のニーズに最適化していくことが必要です。結果として、複合的な店舗運営や統廃合も実行しなければならないと考えます。組合員のニーズをとりこみながら、経営会議や会館店再編成プロジェクト（仮称）などでの議論を深めて実行していきます。

## 3. 営業時間と投下労働時間の見直し

店舗の見直しの中には、利用実態に合わせて営業時間の拡大や短縮の見直しが必要となります。一方で、食堂で顕著ですが職員募集をしても、必要な時間帯に応募がないため営業を休止しなければならない事態も発生しています。更に、北海道の非正規労働者の最低賃金の基準は 1,000 円を超えてくることも想定されます。また、働き方改革や同一労働同一賃金、障害者雇用の法的拘束が強まっていますし、社会保険の適用範囲も週 20 時間以上は必須と拡大されます。このような雇用環境によって、平日の営業時間の見直しや土曜日営業休業の検討が必要な店舗ができています。

## 4. 想定される施設改修への準備

福利厚生施設のインフラ工事と機能変更が予定されているため、生協会館店の売り場の改修を行います。費用規模は 1,000 万円以内を想定しています。また、中央食堂の耐震工事が計画されていますが、生協の改修費用は 1,000 万円以内を想定しています。今後も、施設に関わる費用負担が増えていくと思われるので、投資計画が必要です。

## － 3 財産及び損益の状況

### (1) 直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

単位：千円

項 目	2016年度	2017年度	2018年度	本年度
組合員数	25,273	25,783	26,479	26,152
出資金額	392,434	391,364	392,502	392,587
供給高	4,460,653	4,366,577	4,196,266	4,143,040
その他事業収入	313,667	325,575	365,072	358,493
経常剰余金	5,316	1,381	▲ 21,128	▲ 33,865
総資産	1,484,709	1,374,265	1,440,893	1,470,522
純資産	402,347	401,958	381,329	346,807

## (2) 供給事業の状況表

### 1) 部門別・業態別供給高の状況

単位：千円

項 目	2016年度	2017年度	2018年度	本年度
[部門別供給高]				
物品	2,019,084	1,941,069	1,952,992	1,940,282
書籍	627,325	596,877	564,103	537,033
食堂	908,814	937,767	902,254	904,707
旅行	859,265	846,340	734,321	746,064
その他サービス ※	46,165	44,524	42,596	14,954
合 計	4,460,653	4,366,577	4,196,266	4,143,040
[業態別供給高]				
店舗	3,551,839	3,428,810	3,294,012	3,199,664
その他	908,814	937,767	902,254	943,376
合 計	4,460,653	4,366,577	4,196,266	4,143,040

※その他サービス内訳：自販機、コピー、印刷、内税差額

### 2) 供給高の事業所別内訳

単位：千円

項 目	2016年度	2017年度	2018年度	本年度
生協会館 S	554,465	521,983	518,633	512,846
北部購買店	461,240	425,105	431,896	458,010
工学部購買店	147,399	147,413	137,501	126,150
中央購買店	91,928	94,072	79,569	53,562
コップパン店	28,262	29,316	27,230	25,645
薬学部店	26,813	27,300	24,344	21,809
保健学科店	30,750	29,011	29,067	27,132
獣医学部店	16,806	17,525	16,583	16,749
学生寮店	10,045	8,877	9,223	7,427
歯学部店	15,384	16,935	15,792	14,150
水産店	40,953	37,740	35,098	30,846
購買外売店	813,666	762,557	808,640	877,210
文系ミニショップ	8,818	9,142	9,286	9,449
理学部ミニショップ	9,441	9,938	9,232	8,158
自販機店	4,323	3,719	2,995	2,810
北部書籍店	207,449	193,805	185,652	180,983
会館店クラーク	101,270	100,076	94,618	99,500
書籍外売店	167,240	159,629	149,485	138,034
キャリアサポート	133,753	123,679	116,766	99,305
会館店旅行	78,342	121,812	64,589	73,267
北部トラベル店	365,014	353,561	298,269	255,663
印刷情報サービス部	137,368	134,446	136,529	124,973
北部食堂店	329,904	336,324	329,881	320,317
工学部食堂店	144,605	154,615	151,005	146,872
中央食堂店	206,700	211,815	206,124	208,286
クラーク食堂店	80,662	85,331	79,874	79,328
農学部店	47,969	47,859	45,215	42,698
医学部店	84,022	80,961	71,957	66,550
ポプラ店	58,068	60,051	58,031	63,594
水産食堂店	20,596	19,825	17,884	15,729
北部ケータリング	25,228	29,643	24,349	25,111
エルムカフェ	12,170	12,512	10,949	10,877
合 計	4,460,653	4,366,577	4,196,266	4,143,040

### (3) 受託共済事業状況表

#### 1) 加入者数の状況

単位：人

共済事業の種類			契約件数			
		元受団体名	契約型	当年度	前年度	前年比
学生総合共済	生命共済	全国大学生協共済連	A型	3,975	9,168	43.4%
			B型	5,340		
			M型	24		
			U型	19	47	40.4%
			小計	9,358	9,215	101.6%
	火災共済	全国大学生協共済連	K型	5,917	8,931	66.3%
			小計	5,917	8,931	66.3%
合計				15,275	18,146	84.2%

※19年度より、火災共済は学生賠償保険特約に集約し、新規募集を停止しました。

#### 2) 元受団体共済掛金及び共済金支払の状況

単位：千円

共済事業の種類			元受団体共済掛金			共済金支払件数			共済金支払金額		
	元受団体名	契約型	当年度	前年度	前年比	当年度	前年度	前年比	当年度	前年度	前年比
生命共済	大学生協共済連	全型	129,825	117,577	110.4%	733	682	107.5%	79,704	73,040	109.1%
火災共済	大学生協共済連	全型	11,625	17,863	65.1%	25	36	69.4%	6,101	23,302	26.2%
合計			141,450	135,440	104.4%	758	718	105.6%	85,805	96,342	89.1%

#### 3. 増資および資金の借入その他の資金調達状況

長期固定的なものはありません。

#### 4. 組合が所有する施設の建設または改修その他の設備投資状況

施設・設備名	所在地	摘要
クラーク店（食堂）	札幌市北区北9条西8丁目	オープンショーケース、チェストフリーザー、ティーサーバー
中央店（食堂）	札幌市北区北11条西8丁目	エアコン工事、ティーサーバー、ガスフライヤー、リーチインケース、アイスクューブメーカー
医学部店（食堂）	札幌市北区北15条西7丁目	チェストフリーザー、ガスフライヤー
工学部店（食堂）	札幌市北区北13条西8丁目	コールドテーブル
北部店（食堂）	札幌市北区北17条西8丁目	チェストフリーザー
中央店（購買）	札幌市北区北11条西8丁目	ショーケース
歯学部店（購買）	札幌市北区北13条西7丁目	アイスフリーザー

#### 5. 他の法人との業務上の提携

ありません。

**6. 他の会社を子法人等および関連法人等とすることとなる場合における当該他の会社の株式または持分の取得**

出資子法人及び関連法人等

単位:千円

法人名	資本金	当期出資額	累積出資額	出資比率	業務内容
(株) エルムプロジェクト	10,000	0	9,900	99.0%	大学グッズの企画制作等
キャンパスライフサポート (株)	3,000	0	2,000	66.7%	損保代理店業 他

**7. 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受を受け、合併（存続組合）その他の組織の再編成**  
ありません。

**8. 教育事業等の状況**

単位:千円

項目		金額
当期に繰り越された教育事業等繰越金		0
教育事業等の使途		
科目	内容	金額
教育文化費	生協スクール等セミナー、CAS-NET大会 機関紙「きぼうの虹、Letter」他	5,378
合計		5,378

**9. 員外利用の状況**

大学校費の利用 1億8,138万円、受験宿泊の利用 7,327万円、  
その他、学会来訪時の店舗利用等があります。

## 【2】 組合の運営組織の状況に関する事項

### 1. 前事業年度における総代会の開催状況

総代会開催日時	2019年5月23日 18:30～20:30	
総代会日現在総代数	208名	
出席総代組員数	本人	47名
	代理人（委任）	0名
	書面	121名
	計	168名
（重要な議事、議決事項および議決状況）		
第1号議案	2018年度事業報告・決算関係書類等承認の件	承認可決
第2号議案	2019年度事業計画・予算決定の件	承認可決
第3号議案	役員報酬限度額決定の件	承認可決
第4号議案	議案決議効力発生の件	承認可決

（注）総代選挙は、総代選挙規約にもとづいて行なわれ、274人の定数に対して208人が立候補し、選挙の結果、2019年5月13日当選人が公告されました。

（注）役員選挙は、定数内の立候補のため、選挙を行わず、全員信任となりました。

### 2. 組員に関する事項

#### 組員出資金等増減表

単位：円

区 分	人 数	口 数	組員出資金総額	一人当組員出資金
期首現在	26,479	392,502	392,502,121	14,823
当期増加分(学生院生)	5,090	93,488	93,488,000	18,367
当期増加分(教職員その他)	815	4,600	4,600,800	5,645
当期減少分(学生院生)	5,607	93,818	93,818,300	16,732
当期減少分(教職員その他)	625	4,185	4,185,400	6,697
期末現在	26,152	392,587	392,587,221	15,012

法定脱退者についても含んでいます。増減には転籍（区分変更）を含みます。

### 3. 役員に関する事項

#### (1) 役員一覧表

役名	氏名	略歴等
理事長(代表理事)	柿澤 宏昭	14年～理事長
副理事長	吉見 宏	91年～15年監事 16年～副理事長
専務理事(代表理事)	小助川 誠	19年～専務理事
常務理事	笠原 敏史	14年～理事
常務理事	谷 遼大	13年～理事
常務理事	高橋 真太郎	15年～理事
常務理事	中山 拓登	15年～17年 / 19年～理事
常務理事	稲垣 征哉	17年～理事
常務理事	安藤 亮博	18年～理事
常務理事	高橋 廉	19年～理事
理事	大道 元	19年～理事
理事	羽山 広文	15年～理事
理事	川上 豊	18年～理事
理事	寺澤 睦	16年～理事
理事	山崎 幹根	19年～理事
理事	工藤 勲	17年～理事
理事	豊原 涼太	16年～理事
理事	伊藤 凌	19年～理事
理事	阪上 佑真	19年～理事
理事	今井 彩乃	19年～理事
理事	奥山 莉子	19年～理事
監事会議長	坂爪 浩史	12～14年理事、15年～監事会議長
監事	江戸 将真	19年～監事
監事	小山 ひなの	19年～監事
監事	三上 苑子	19年～監事
監事	久保 淳司	03年～13年理事 16年～監事

#### (2) 事業年度中に辞任した役員

谷 遼大 ・ 高橋 真太郎 20年3月で辞任

### 4. 職員数およびその増減その他の職員の状況

職員状況表

区分		前期末数	当期末数	平均年齢、 平均勤続年数
正規職員		47名	38名	38.8歳 15.1年
定時職員	時間数 (総数)	442,372時間 (314名)	441,599時間 (321名)	
	正規換算数	221.1名	220.8名	

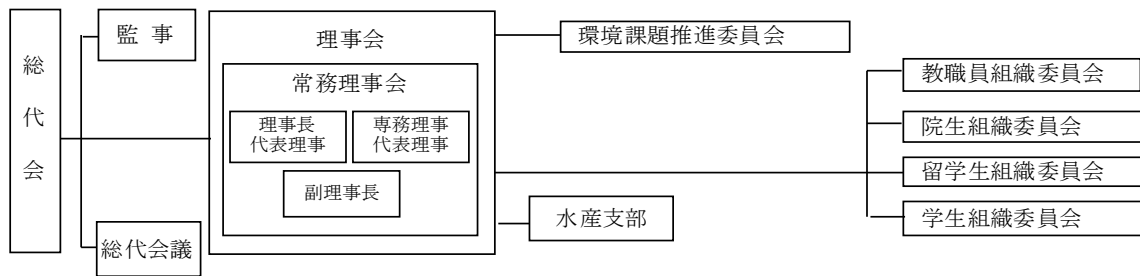
(注1) 定時職員の総人数は、年間2,000時間をもって1名として換算しています。

(注2) 上表には出向受入者25名を含んでいますが、他生協への出向者は含んでいません。

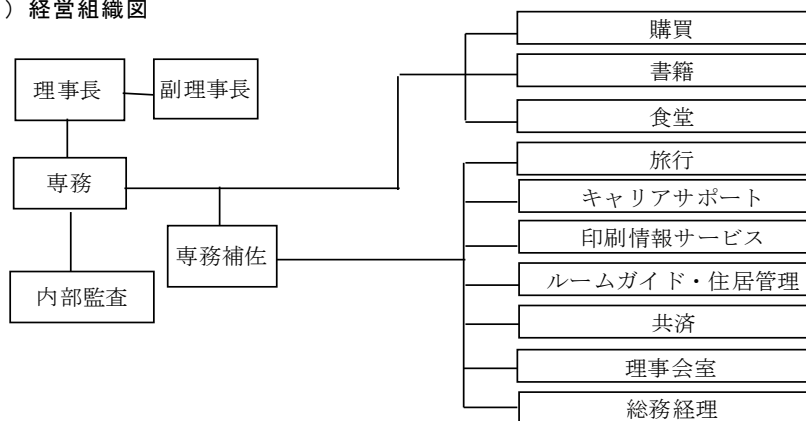


## 5. 業務の運営の組織に関する事項

### (1) 運営組織図



### (2) 経営組織図



## 6. 施設の設置状況に関する事項

施設一覧表

施設名	所在地	土地 (㎡)	建物 (㎡)		摘要
			延床面積	店舗面積	
(1) 総務	札幌市北区北8条西7丁目				
(2) 店舗					
生協会館・MS棟	札幌市北区北8条西7丁目		4,074.5	1,328.5	
福利厚生会館 (北部食堂)	札幌市北区北17条西8丁目		4,011.0	1,569.6	借用
工学部店	札幌市北区北13条西8丁目		962.0	485.3	借用
中央食堂 (中央店)	札幌市北区北11条西8丁目		1,190.0	472.9	借用
クラーク会館	札幌市北区北8条西8丁目		737.0	615.1	借用
農学部店	札幌市北区北9条西9丁目		268.0	109.2	借用
医学部店	札幌市北区北15条西7丁目		321.0	156.2	借用
獣医学部店	札幌市北区北18条西9丁目		109.3	109.3	借用
歯学部店	札幌市北区北13条西6丁目		44.0	44.0	借用
薬学部店	札幌市北区北12条西6丁目		112.0	112.0	借用
保健学科店	札幌市北区北12条西5丁目		63.0	63.0	借用
学生寮店	札幌市北区北18条西13丁目		16.6	16.6	借用
エルムカフェ	札幌市北区北8条西5丁目		220.0	7.4	借用
ポプラ店	札幌市北区北21条西10丁目		423.0	188.4	借用
文系棟スモールショップ	札幌市北区北10条西7丁目		3.5	3.5	借用
理学部スモールショップ	札幌市北区北10条西8丁目		6.5	6.5	借用
水産厚生会館 (水産店)	函館市港町3丁目		519.0	297.2	借用

## 7. 子法人等および関連法人等の状況に関する事項

### (1) 子法人等および関連法人等の概要

区分	子法人等	子法人等
会社名	(株) エルムプロジェクト	キャンパスライフサポート (株)
代表者名	小助川 誠	小助川 誠
設立年月日	2006年4月28日	1969年12月17日
事業内容	大学グッズの企画制作等	損害保険代理店業他
設立の理由	北海道大学の広報活動を行う上で、大学・生協・他の民間企業等では担うことが難しい役割等をおこなうため。	全道大学生協組合員を対象に損害保険代理店業その他を通じ各種サービスを提供し、組合員の利便性を増す。
資本金	資本金 1,000万円 生協の出資額 990万円	300万円 200万円
株式(出資)の状況	発行済株式(出資)の総数 1,000口 生協の持株(出資)数 990口 生協の持株(出資)比率(%) 99%	60口 40口 66.7%
決算月日	3月31日	9月30日
主たる事業所(事務所)の所在地	札幌市北区北8条西7丁目	札幌市北区北8条西7丁目
株主(出資者)名	北大生協、(有)工作創庫	北大生協、北海道事業連合
当生協の関係役員(全て無給)	代表取締役社長 小助川 誠 取締役 鏡 秀隆	代表取締役社長 小助川 誠 取締役 鏡 秀隆

### (2) 子法人等および関連法人等の決算概況

資産・負債・純資産の状況		単位:円	
区分	子法人等	子法人等	
会社名	(株)エルムプロジェクト	キャンパスライフサポート(株)	
科目\決算期	2019年3月31日	2019年9月30日	
流動資産	21,155,523	6,747,415	
固定資産	0	0	
資産合計	21,155,523	6,747,415	
流動負債	9,401,726	2,542,934	
固定負債	0	0	
負債合計	9,401,726	2,542,934	
資本金	10,000,000	3,000,000	
剰余金	1,753,797	1,204,481	
評価・換算差額等	0	0	
純資産合計	11,753,797	4,204,481	
負債及び純資産合計	21,155,523	6,747,415	
損益の状況			
科目\決算期	自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日	自 2018年10月 1日 至 2019年 9月30日	
売上高	56,243,152	33,714,754	
売上総利益	10,929,744	33,714,754	
営業利益	297,630	▲ 714,792	
経常利益	192,300	▲ 429,658	
当期純利益	85,464	▲ 499,658	
株主資本等変動計算書			
株主資本	11,668,333	4,704,139	
前期末残高			
当期変動額	85,464	▲ 499,658	
当期末残高	11,753,797	4,204,481	
評価・換算差額等	0	0	
前期末残高	0	0	
当期変動額	0	0	
当期末残高	0	0	
純資産合計	11,668,333	4,704,139	
前期末残高			
当期変動額	85,464	▲ 499,658	
当期末残高	11,753,797	4,204,481	

## 8 事業連合に関する事項

### (1) 事業連合の概要

区分	関連法人等	
会社名	生活協同組合連合会大学生協事業連合	
所在地	東京都杉並区和田3-30-22	
代表者氏名	理事長 椿 弘次	
設立年月日	1969年10月1日創立、同年12月19日都知事認可	
事業内容	(1) 会員の事業に必要な物資を購入し、これに加工もしくは加工しないで、又は生産して会員に供給する事業	
	(2) 会員の組合員の生活に有用な協同施設を設置し、会員及び会員の組合員に利用させる事業	
	(3) 会員の組合員の生活の改善及び文化の向上を図るために必要な行事等の企画及び実施またはこれらに関連する情報を提供する事業	
	(4) 会員、会員の組合員及び役職員並びにこの会の役職員の組合事業に関する知識の向上を図るために必要な教育を行い、及び情報を提供する事業	
	(5) 会員の組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業	
	(6) 会員の組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業	
	(7) 会員の組合員のための古物営業法に基づく古物営業に関する事業	
	(8) 会員の利用に供する計算、運搬に関する事業	
	(9) 会員の事業の支援、連絡並びに調整に関する事業	
	(10) 前各号の事業に附帯する事業	
設立の理由	協同互助の精神に基づき、全国大学生生活協同組合連合会と提携し大学生生活協同組合の協同事業の中心として事業活動ならびに各種活動を行って会員事業の発展をはかり会員組合員の生活の経済的文化的向上をはかることを目的として設立されました。	
出資金及び総口数	出資金 2,959,180 千円	総口数 295,918 口
当組合の出資額及び口数	出資金 39,000 千円	総口数 3,900 口
決算月日	2020年2月29日	
主な出資生協	東京大学消費生活協同組合	187,180千円
	早稲田大学生生活協同組合	144,230千円
	京都大学生生活協同組合	119,820千円
	立命館生活協同組合	119,340千円
	慶應義塾生活協同組合	113,710千円
	その他185大学生生活協同組合	2,274,900千円
当組合の関係役員	理事 小助川 誠	

## (2) 事業連合の決算概況

(単位：千円)

資産・負債・純資産の状況		
法人名	生活協同組合連合会大学生協事業連合	
科目 / 決算期	2020年2月29日 (53期)	
資産の部	流動資産	35,836,863
	固定資産	7,893,145
	資産合計	43,730,008
負債の部	流動負債	37,499,055
	固定負債	3,437,867
	負債合計	40,936,922
純資産の部	出資金	2,959,180
	剰余金	▲116,094
	評価・換算差額等	0
	純資産合計	2,793,085
負債及び純資産合計		43,730,008

(注) 上記貸借対照表は、当事業報告書作成時点では大学生協事業連合は総会の議決を経ていませんので確定していませんが、事業連合代表理事から示された決算関係書類に基づいて記載しています

## (3) 事業連合の損益状況 (決算期：2020年2月29日)

(単位：千円)

損益の状況		
決算期間	2019年3月1日～2020年2月29日	
科目/地区	全体	北海道地区
供給高	116,782,586	265,013
供給剰余金	282,119	12,824
事業剰余金	1,677,912	▲7,459
経常剰余金	1,597,621	▲2,671
当期剰余金	2,751,217	▲2,671
当期末処分剰余金	1,273,609	▲2,671

(注) 上記損益計算書は、当事業報告書作成時点では大学生協事業連合は総会の議決を経ていませんので確定していませんが、事業連合代表理事から示された決算関係書類に基づいて記載しています

## (4) 事業連合との取引等の状況

取引の内容	物販及びサービス商品等の仕入れ	
取引高	3,494,473,224	円
総仕入高対比取引率 (%)	96.5	%

## 9. その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項

2013 年度第 4 回理事会において、組合員と大学の負託に応え、「北大生協の使命とビジョン」を達成するために必要な内部統制の整備に関する基本方針（以下「基本方針」）を次のとおり定めました。

- 1 理事・委員及び職員の職務の執行が、法令・定款などに適合することを確保します
- 2 理事・委員及び職員の職務執行に関わる情報の保存及び管理を適正に行います
- 3 損失の危険の管理を行います
- 4 財務報告を適正に作成します
- 5 理事・委員及び職員の職務の執行が、効率的に行われるようにします
- 6 子会社等における業務の適性を確保します
- 7 監事監査がいっそう有効に行われるための環境を整備します

これを受けて専務理事が 2019 年 6 月の理事会において「2019 年度の内部統制課題」を定め、課題や実施状況等を理事会に報告し、これを理事が監督しています。「2019 年度の内部統制課題」の細目では 2019 年度中に実施できなかったものもありましたが、基本方針に沿って実施されました。

### 【3】その他組合の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## Ⅱ 2019年度事業報告書の附属明細書

2019年3月1日から2020年2月29日まで

作成 2020年4月 8日

北海道札幌市北区北八条西7丁目1-1

備付 2020年4月22日

北海道大学生協同組合

理事長 柿澤 宏昭

### 1. 役員報酬等の状況

#### (1) 役員報酬明細

単位:千円

区分	定款上の定員(人)	支払人員(人)	報酬等支払額	摘要
理事	16~21人	21人	8,990	総代会の決定に基づく理事報酬の限度額は16,000千円、監事報酬の限度額は60万円です。
監事	3~5人	5人	324	
合計	19~26人	26人	9,314	

#### (2) 役員退職金明細

該当する項目はありません。

### 2. 役員と他の法人等(関連会社および事業連合)の業務執行者兼務状況

区分	常勤・非常勤	代表権の有無	氏名	兼職先名	兼務先での役職名	兼務先での代表権の有無
理事	常勤	有	小助川 誠	大学生協事業連合	理事	無
理事	常勤	有	小助川 誠	全国大学生協連合会	理事	無
理事	常勤	有	小助川 誠	大学生協事業連合北海道地区	運営委員	無
理事	常勤	有	小助川 誠	キャンパスライフサポート(株)	社長	有
理事	常勤	有	小助川 誠	(株)エルムプロジェクト	社長	有
理事	常勤	有	小助川 誠	(株)コープ総合サービス	取締役	無
理事	非常勤	有	柿澤 宏昭	該当ありません	-	-
理事	非常勤	無	吉見 宏	大学生協事業連合	副理事長	無
監事	非常勤	無	坂爪 浩史	該当ありません	-	-

### 3. 組合と役員との間の利益が相反する取引の明細

ありません。

#### 4. 事業連合に関する事項

##### (1) 債権明細書

(単位：円)

内 訳	短 期 債 権		
	期首残高	期末残高	当期増減額
事業連合前渡金	0	0	0
事業連合未収金	21,717,918	87,953,718	66,235,800
合 計	21,717,918	87,953,718	66,235,800

##### (2) 債務明細書

(単位：円)

内 訳	短 期 債 務		
	期首残高	期末残高	当期増減額
買掛金(事業連合)	340,633,667	344,974,221	4,340,554
事業連合未払金	6,506,401	8,098,130	1,591,729
合 計	347,140,068	353,072,351	5,932,283

### Ⅲ 2019年度決算関係書類

作成 2020年3月26日

備付 2020年4月22日

札幌市北区北8条西7丁目1-1

北海道大学生生活協同組合

理事長 柿澤 宏昭

#### (1) 貸借対照表

#### 貸 借 対 照 表

(2020年2月29日現在)

単位:円

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	749,014,415	流 動 負 債	837,109,417
現 金 預 金	232,513,777	買 掛 金	347,789,931
供 給 債 権	210,640,166	短 期 借 入 金	120,000,000
商 品 及 び 原 材 料	206,422,444	未 払 金	22,963,207
貯 蔵 品	129,600	未 払 法 人 税 等	722,000
立 替 金	88,327	未 払 消 費 税 等	15,815,111
前 払 費 用	2,894,984	未 払 費 用	84,125,960
未 収 金	98,345,117	前 受 金	151,552,844
短 期 貸 倒 引 当 金	▲ 2,020,000	預 り 金	88,894,364
	0	賞 与 引 当 金	5,066,000
固 定 資 産	721,507,483	仮 受 出 資 金	180,000
有 形 固 定 資 産	592,649,189	固 定 負 債	286,605,700
建 物 及 び 付 属 設 備	758,636,525	退 職 給 付 引 当 金	267,605,700
建 物 及 付 属 設 備 減 価 却 累 計 額	▲ 254,906,107	預 り 保 証 金	2,000,000
	503,730,418	マ ン シ ョ ン 修 繕 引 当 金	17,000,000
器 具 備 品	387,232,112	負 債 合 計	1,123,715,117
器 具 備 品 減 価 却 累 計 額	▲ 357,796,323		
	29,435,789	( 純 資 産 の 部 )	
土 地	59,482,982	組 合 員 資 本	346,806,781
	0	出 資 金	392,587,221
無 形 固 定 資 産	7,360,268	損 失 金	45,780,440
ソ フ ト ウ ェ ア	7,360,268	法 定 準 備 金	0
そ の 他 無 形 固 定 資 産	0	施 設 整 備 積 立 金	3,000,000
そ の 他 の 固 定 資 産	121,498,026	当 期 未 処 理 損 失	48,780,440
関 係 団 体 出 資 金	82,251,000	( うち 当 期 損 失 金 )	34,607,085
子 会 社 等 株 式	11,900,000	純 資 産 合 計	346,806,781
長 期 貸 付 金	0	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,470,521,898
差 入 保 証 金	22,200,000		
そ の 他 固 定 資 産	5,147,026		
長 期 貸 倒 引 当 金	0		
資 産 合 計	1,470,521,898		



## (2) 損益計算書

損 益 計 算 書  
自2019年3月1日 至2020年2月29日

単位:円

科 目	額	
供 給 事 業		
供 給 高	4,143,039,883	
供 給 値 引	<u>30,602,525</u>	4,112,437,358
供 給 原 価		
期首商品棚卸高	<u>197,171,189</u>	
仕 入 高	<u>3,166,211,188</u>	
合 計	3,363,382,377	
期末商品棚卸高	<u>206,422,444</u>	3,156,959,933
供給剰余金		<u>955,477,425</u>
その他の事業収入		
利用事業剰余金	36,000	
共済受託手数料収入	19,010,472	
供給事業手数料収入	29,793,025	
不動産賃貸収入	123,503,626	
その他手数料収入	<u>186,185,436</u>	
その他事業収入計		358,528,559
事業総剰余金		<u>1,314,005,984</u>
事業経費		
人 件 費	819,356,914	
物 件 費	<u>538,869,819</u>	1,358,226,733
事業損失金		<u>44,220,749</u>
事業外収益		
受 取 利 息	826	
受 取 配 当 金	524,800	
雑 収 入	<u>34,233,921</u>	34,759,547
事業外費用		
支 払 利 息	176,360	
雑 損 失	<u>24,227,667</u>	24,404,027
経常損失金		<u>33,865,229</u>
特別利益		
	<u>0</u>	0
特別損失		
固定資産除却損	<u>19,856</u>	19,856
税引前当期損失金		33,885,085
法人税等		722,000
過年度法人税等		<u>0</u>
当期損失金		34,607,085
当期首繰越損失金		14,173,355
積立金取崩額		<u>0</u>
当期末処理損失金		<u>48,780,440</u>

### (3) 注記

#### 1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法は以下のとおりです。

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当事項はありません。
- ② 棚卸資産の評価基準および評価方法  
書籍・購買・旅行（商品） 売価還元法による原価法  
食堂（食材） 最終仕入原価法による原価法  
印刷情報（資材） 最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法は以下のとおりです。

- ① 有形固定資産 定率法  
(リース資産を除く) ただし、1998年3月31日以前に取得した建物は定率法、それ以降の取得については定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  
建物 20年～47年  
建物附属設備 3年～20年  
器具備品 4年～15年
- ② 無形固定資産 定額法  
なお、ソフトウェアは利用期間（5年）にもとづく定額法
- ③ リース資産 ありません。
- ④ その他の固定資産 定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  
大学寄贈施設等 5年～13年  
パソコン 3年

(3) 引当金の計上基準は以下のとおりです。

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権は法人税法に定める一括評価金銭債権に係る繰入率による繰入限度相当額及び貸倒懸念債権について回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しています。
- ② 賞与引当金 職員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額の当期相当額を計上しています。
- ③ 退職給付引当金 退職給付会計に関する注記に記載しています。

(4) その他決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりです。

- ① 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。

#### 2. 会計方針の変更

収益認識時期の見直しに伴い、卒業衣裳レンタル取扱額を前受金で処理をしています。利用実施の3月卒業式時に供給計上を行うことに変更しました。（20年度は返金により収益を喪失）

#### 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は以下のとおりです。  
該当事項はありません。
- (2) 役員に対する金銭債権または金銭債務  
該当事項はありません。
- (3) 課税売上にかかる仮受消費税額は、370,556,379円です。

#### 4. 損益計算書に関する注記

- (1) 事業外損益の内訳は以下のとおりです。
- ① 雑収入のうち、5,994,500円は出資金整理益、225,000円は雇用助成金です。
  - ② 雑収入のうち、3,661,328円は自販機環境対策協力金です。
  - ③ 雑損失のうち、1,073,988円は商品廃棄ロス、577,300円は出資金整理後返還金による損失です。
  - ④ 雑収入及び雑損失のうち、22,474,254円はキャッシュレス還元補助金相殺処理です。
- (2) 特別損益の内訳は以下のとおりです。  
固定資産除却損が19,856円です。(厨房機器、店舗冷蔵ケース等入れ替え)
- (3) 計上科目の変更は以下の通りです。  
該当事項はありません。
- (4) 法人税等には、法人税、住民税および事業税が含まれています。
- (5) 当期首繰越剰余金には、剰余金処分により繰越する消費生活協同組合法第51条の4第4項に規定する教育事業等繰越金は含まれていません。

#### 5. 剰余金に関する注記

- (1) 法定準備金は、消費生活協同組合法第51条の4第1項の規定にもとづく積立金です。
- (2) 積立金について  
施設整備積立金は、施設整備のため自己投資・大学への寄付等として活用することを目的とし、1億円を目標に積み立てを16年度より開始しました。今期は計上できません。
- (3) 次期繰越損失金には、消費生活協同組合法第51条の4第4項に規定する教育事業等繰越金は含まれていません。

#### 6. 退職給付会計に関する注記

- (1) 退職給付債務の計上基準  
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(簡便法による期末自己都合退職要支給額を採用)を退職給付引当金として計上しています。また、会計基準変更時差異の費用処理方法は、その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により、費用処理することとしています。
- (2) 採用する退職給付制度  
職員の退職により支給する退職給付にあてるため、退職一時金制度を採用しています。
- (3) 職員の退職一時金制度の退職給付債務等の内容
- ①退職給付債務およびその内訳  
退職給付債務 293,496,000 円  
会計基準変更時差異の未処理額 13,728,372 円
  - ②退職給付費用の内訳  
当期発生費用処理額 11,664,000 円  
会計基準変更時差異の費用処理額 13,576,000 円
  - ③会計基準変更時差異の処理年数  
14年間で定額法により処理しています。  
次年度で処理を完了することになっています。
  - ④退職給付引当金の退職債務に対する引当率は、95.2%となります。
- (4) 企業年金基金制度について  
このほかに、職員については日生協企業年金基金に加入していますが、複数の事業主により設立された企業年金である総合設立型基金のため退職給付債務は計上していません。  
なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は以下のとおりです。
- ①第1制度全体の積立状況に関する事項  
年金時価資産額 42,502,395,024 円 (2020年2月29日)  
年金財政計算上の給付債務の額 33,726,183,000 円 (2019年3月31日)  
差引額 8,776,212,024 円
  - ②第1制度全体に占める当生協の掛金割合(2020年2月分)  
0.179%
  - ③補足説明  
繰越剰余金は7,691,491,586円で、過去勤務債務残高はありません。
  - ④第2制度全体の積立状況に関する事項(2020年2月29日)  
年金時価資産額 54,467,592,274 円  
年金財政計算上の給付債務の額 48,984,132,966 円  
差引額 5,483,459,308 円
  - ⑤第2制度全体に占める当生協の個人勘定残高(2020年2月分)  
当生協の個人勘定残高 9,160,979 円  
当生協の事業所持分額 10,185,440 円 (差額が運用益に相当します)

## 7. 税効果会計に関する注記

短期の繰延税金資産については、対象金額の重要性に鑑み、また、長期の繰延税金資産については、将来の経営環境と大学生協の性格に鑑み、計上しないこととしています。

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) オペレーティング・リースにより使用する固定資産

該当事項はありません。

(2) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、および期末残高相当額

単位：円

資産の種類	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車輛運搬具	34,185,600	17,169,800	17,015,800
器具備品	37,645,080	23,502,888	14,142,192
合計	71,830,680	40,672,688	31,157,992

② 未経過リース料期末残高相当額

1年以内 12,534,396 円

1年超 18,623,596 円

合計 31,157,992 円

③ 支払リース料および減価償却費相当額

支払リース料 16,590,968 円

減価償却費相当額 16,590,968 円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 会社等

単位：千円

種類	法人等の名称	資本金又は出資金	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)エムプロジェクト	9,900	直接99.0%	役員兼任2名	経費立替	12,348	立替金	70
子会社	キャンパスイノベーション(株)	2,000	直接66.7%	役員兼任2名	業務委託・経費立替	33,704	立替金	0

(2) 組合

単位：千円

種類	法人等の名称	資本金又は出資金	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関連法人	大学生協事業連合	39,000	直接0.52%	仕入先役員兼任1名	商品仕入	3,494,473	買掛金	344,974
					業務委託	686,088	未収金	79,855

(取引条件および取引条件の決定方針等)

商品の仕入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しています。なお、上記金額のうち、取引金額については消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。

(3) 役員およびその近親者

該当事項はありません。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

新型コロナウイルスの流行に伴い、学事日程の変更などにより多くの事業機会の損失があります。事業評価については、20年度を通して算定を行います。

### 11. その他の注記

該当事項はありません。

## IV 2019年度決算関係書類の附属明細書

作成 2020年3月26日  
備付 2020年4月22日

札幌市北区北8条西7丁目1-1  
北海道大学生協同組合  
理事長 柿澤 宏昭

### 1. 組合員資本の明細

単位:円

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
組 合 員 出 資 金	392,502,121	59,250,300	59,165,200	392,587,221	
法 定 準 備 金	7,000,000	0	7,000,000	0	(注1)
施 設 整 備 積 立 金	3,000,000	0	0	3,000,000	
当 期 未 処 理 損 失 金	21,173,355	34,607,085	7,000,000	48,780,440	(注2)
合 計	381,328,766	24,643,215	59,165,200	346,806,781	

(注1)減少は前年度損失処理によるもの。

(注2)減少は前年度の損失処理、増加は今年度の損失処理によるもの。

### 2. 借入金の明細

(1) 長期借入金等の増減

該当するものはありません。

(2) 短期借入金等の増減

単位:円

借 入 先	期首残高	当期増減額	期末残高	
北洋銀行北七条支店	100,000,000	▲ 30,000,000	70,000,000	0.58%
北海道銀行札幌駅北口支店	50,000,000	0	50,000,000	0.47%
合 計	150,000,000	▲ 30,000,000	120,000,000	(注)借入平均利率は0.534%です。

### 3. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

単位:円

区 分	資 産 の 種 類	期首帳簿 価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末帳 簿価額	減損損失 累計額	減価償却 累計額	期末取 得原価
有形 固定 資産	建物及び附属設備	533,799,203			30,068,785	503,730,418		254,906,107	758,636,525
	器 具 備 品	42,815,576	4,354,000	19,856	17,713,931	29,435,789		357,796,323	387,232,112
	土 地	59,482,982				59,482,982			
	小 計	636,097,761	4,354,000	19,856	47,782,716	592,649,189	0	612,702,430	1,145,868,637
無形 固定 資産	ソフトウェア	4,255,419	6,746,000		3,641,151	7,360,268			
	その他無形固定資産	0				0			
	小 計	4,255,419	6,746,000	0	3,641,151	7,360,268	0		
合 計	計	640,353,180	11,100,000	19,856	51,423,867	600,009,457	0		

※有形固定資産の増加は、以下の通りで、減少は入替除却によるものです。

中央食堂:エアコン工事19万円、ティーサーバー35万円、ガスフライヤー59万円、アイスメーカー34万円、リーチインケース24万円

医学部食堂:チェストフリーザー9万円、ガスフライヤー11万円、 北部食堂:チェストフリーザー15万円

クラーク食堂:オープンショーケース72万円、チェストフリーザー40万円、ティーサーバー30万円

工学部食堂:コールドテーブル27万円、中央購買:ショーケース48万円、歯学部:アイスフリーザー13万円

※ソフトウェアの増加は、業務用office181万円、校費システム改修165万円、受験生管理システム334万円です。

### 4. 関係団体等出資金の明細

単位:円

出 資 先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
関 係 団 体 出 資 金	全国大学生協連合会	24,351,000			24,351,000
	大学生協事業連合	39,000,000			39,000,000
	北海道労働金庫	10,840,000			10,840,000
	賀川記念教育基金	440,000			440,000
	北海道生協連合会	10,000			10,000
	北海道書店組合	10,000			10,000
	大学生協共済連合会	7,600,000			7,600,000
	小 計	82,251,000	0	0	82,251,000
子会社等 株式	(株)エルムプロジェクト	9,900,000			9,900,000
	キャンパスライフサポート(株)	2,000,000			2,000,000
	小 計	11,900,000	0	0	11,900,000
合 計	計	94,151,000	0	0	94,151,000

## 5. 引当金の明細

単位:円

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
短期貸倒引当金	2,020,000	2,020,000	2,020,000	2,020,000	(注1)
賞与引当金	5,708,000	48,820,000	49,462,000	5,066,000	
退職給付引当金	272,649,728	32,098,500	37,142,528	267,605,700	目的使用
長期貸倒引当金	0			0	
合 計	280,377,728	82,938,500	88,624,528	274,691,700	

(注1)増加及び減少は洗い替えによるものです。

## 6. 事業経費の明細

単位:円

科 目	金 額
1. 人件費	
役員報酬	9,314,300
職員給与	158,906,304
定時職員給与	501,089,296
退職給付費用	22,422,152
法定福利費	73,765,061
厚生費	5,039,801
賞与引当金繰入	48,820,000
人件費合計	819,356,914
2. 物件費	
教育文化費	5,378,480
広報費	63,829,963
消耗品費	37,721,255
物流費	4,051,584
車輜運搬費	31,359,847
貸倒引当金繰入額	0
施設維持管理費	29,545,168
減価償却費	54,892,720
賃借料	14,226,819
水道光熱費	60,694,951
保険料	1,673,087
委託料	99,823,743
研修採用費	2,763,098
調査研究費	1,089,012
会議費	2,447,188
諸会費	13,108,540
渉外費	55,325
租税公課	8,939,584
通信交通費	15,620,164
雑費	59,291
事業連合委託費	91,590,000
物件費合計	538,869,819
事業経費合計	1,358,226,733

## 7. 事業の種類ごとの損益の明細および事業別事業経費明細

事業は供給・利用事業のみのため事業の種類ごとの損益の明細および事業別事業経費明細は、損益計算書および事業経費の明細と同じです。

## 8. キャッシュ・フロー計算書

2019 年度

単位:千円

内 訳	金額
事業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期利益	▲ 33,885
減価償却費(有形固定資産)	47,783
減価償却費(無形固定資産・その他固定資産)	7,110
貸倒引当金の増減額	0
賞与引当金の増減額	▲ 642
退職給付引当金の増減額	▲ 5,044
役員退職引当金の増減額	0
受取利息及び受取配当金	▲ 525
支払利息	176
有形固定資産除却損	20
開発費償却額の増減額	0
供給債権の増減額	▲ 31,004
棚卸資産の増減額	▲ 9,381
仕入債務額の増減額	3,090
未払金の増減額	40,867
前受金・預り金等の増減額	49,257
その他流動資産の増減額	▲ 64,495
その他流動負債の増減額	6,623
小計	9,950
利息及び配当金の受取額	525
利息の支払額	▲ 176
法人税等の支払額	▲ 722
(1)	9,577
投資からのキャッシュ・フロー	
長期預金預入による支出	▲ 1,000
長期預金払戻による収入	1,000
有形固定資産の取得による支出額	▲ 4,354
無形固定資産の取得による支出額	▲ 13,204
関係団体出資金等の出資支出額	0
貸付による支出	0
貸付金の回収による収入	0
(2)	▲ 17,558
財務からのキャッシュ・フロー	
短期借入金の増減額	▲ 30,000
長期借入金の増減額	0
出資金の増減額	85
任意積立金の増減額	0
(3)	▲ 29,915
現金及び現金同等物の増加額	▲ 37,896
現金及び現金同等物の期首残高	269,410
現金及び現金同等物の期末残高	231,514

(注) 現金及び現金同等物の範囲

単位:千円

項 目	期 首	期 末
現金及び預金	270,410	232,514
預入期間が3か月を超える定期預金	▲ 1,000	▲ 1,000
現金及び現金同等物	269,410	231,514

9. 主要な事業に係る資産及び負債の内容その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項

(1) 主要な資産の内容

① 現金預金の明細

単位:円

科目	内 容	期首残高	期末残高	当期増減額	
現金預金	出 納	10,793,423	11,385,166	591,743	
	札幌本部	6,813,249	7,240,294	427,045	
	水産支部	431,192	640,492	209,300	
	小口現金	5,138,600	5,183,600	45,000	
	会館店1F	435,000	435,000	0	
	購買部北部店	520,000	515,000	▲ 5,000	
	購買部工学部店	210,000	210,000	0	
	購買部中央店	155,000	155,000	0	
	購買部薬学部店	30,000	30,000	0	
	購買部保健学科店	40,000	40,000	0	
	購買部獣医学部店	100,000	100,000	0	
	購買部学生寮店	40,000	40,000	0	
	購買部歯学部店	50,000	50,000	0	
	購買部文系ショップ	40,000	40,000	0	
	購買部理学部ショップ	40,000	40,000	0	
	購買部ミュージアムショップ	0	0	0	
	購買部エルムの森ショップ	55,500	55,500	0	
	購買部外売店	30,000	30,000	0	
	購買部水産店	100,000	100,000	0	
	書籍部北部店	170,000	170,000	0	
	書籍部クラーク店	120,000	120,000	0	
	書籍部外売店	50,000	50,000	0	
	キャリアサポート店	50,000	50,000	0	
	北部トラベルセンター	70,000	70,000	0	
	印刷情報サービス	185,500	185,500	0	
	ルームガイド	190,000	190,000	0	
	食堂部北部店	440,000	440,000	0	
	食堂部工学部店	83,700	83,700	0	
	食堂部中央店	38,300	38,300	0	
	食堂部クラーク店	60,000	60,000	0	
	農学部食堂	100,000	100,000	0	
	医学部食堂	60,000	60,000	0	
	レストランボプラ	30,000	30,000	0	
	食堂部水産店	115,600	115,600	0	
	理事会室小口出資	100,000	100,000	0	
	学研災返済用小口	230,000	280,000	50,000	
	総務部金庫両替	500,000	500,000	0	
	総務部水産支部	700,000	700,000	0	
	当座預金	ゆうちょ銀行口座	6,406,941	10,995,993	4,589,052
	普通預金	北洋銀行北七条支店	183,047,306	178,375,646	▲ 4,671,660
北海道銀行札幌駅北口支店		53,474,531	15,497,769	▲ 37,976,762	
北海道銀行函館支店		925,330	827,537	▲ 97,793	
北海道労金札幌北支店		2,379,942	1,367,280	▲ 1,012,662	
定期預金	北洋銀行北七条支店	1,000,000	1,000,000	0	
合 計		270,410,514	232,513,777	▲ 37,896,737	

② 供給債権の明細

イ. 内 訳

単位:円

内 容	金 額
組合員(私費等)	172,804,141
大学(校費)	21,833,665
Tuoカード未収金	35,440
一般カード未収金	15,966,920
合 計	210,640,166

ロ. 回収状況

単位:円

期首残高	当期発生高	当期回収高	期末残高	回 収 率
179,635,827	2,612,053,478	2,581,049,139	210,640,166	92%

③ 有価証券の明細

該当するものではありません。



## ④ 商品および貯蔵品の明細

単位:円

内 訳		金 額
商 品	文具・サプライ	14,344,195
	情報機器	30,439,042
	PCソフト	1,416,840
	衣料・スポーツ関連	3,380,074
	AV家電家具	1,209,552
	日用雑貨	1,522,458
	飲料・食料品全般	8,645,138
	コピー・写真・印刷	1,269,481
	官製品	1,986,994
	コップパン原材料	145,386
	旅行関連品	6,638,195
	書籍関連品	126,207,030
	自動車教習所	0
	食堂原材料	3,930,322
その他物販	5,287,737	
小 計	206,422,444	
貯蔵品	購買外壳納品伝票	129,600
小 計	129,600	
合 計	206,552,044	

## ⑤ 短期貸付金の明細

該当するものではありません。

## ⑥ 立替金の明細

単位:円

内 訳		金 額
	(株)エルムプロジェクト	70,759
	北海道大学(遅延損害金)	1,718
小 計	72,477	
共済解約返戻立替金	15,850	
小 計	15,850	
合 計	88,327	

## ⑦ 未収金の明細

単位:円

内 訳		金 額
	大学生協事業連合	87,953,718
	北海道大学(留学生宿舎・入構証・図書館配送・文献複写)	3,583,305
	北海道大学(文献複写手数料)	216,595
	アベックス(自販機)	4,742,212
	コカ・コーラ(自販機)	1,009,538
	日本出版販売(株)(図書カード・図書券)	178,875
	保険料	79,844
	青山(DM発送費)	350,000
	教育大釧路出講費用	231,030
	合 計	98,345,117

## ⑧ その他の流動資産の明細

単位:円

科 目	内 訳	期首残高	期末残高	当期増減額
前 渡 金	ありません	0	0	0
	小 計	0	0	0
前払費用	北海道労働局(労働保険料)	631,157	629,736	▲ 1,421
	動産総合保険料・自動車保険料	920,836	865,557	▲ 55,279
	北大)備品賃借料・施設使用料	182,565	228,691	46,126
	西松建設(会館地震復旧工事)	540,000	540,000	0
	総合警備保障(警備輸送料)	540,000	550,000	10,000
	書籍在庫管理保守料	81,000	81,000	0
	小 計	2,895,558	2,894,984	▲ 574
合 計	2,895,558	2,894,984	▲ 574	

## ⑨ その他の出資金の明細

該当するものではありません。

## ⑩ 長期貸付金の明細

該当するものではありません。

## ① 差入保証金の明細

単位:円

内 訳	期末残高
総合警備(株) (店舗両替金預託)	15,000,000
全国大学生協連 (旅行保証金)	3,000,000
全国旅行業協会	2,800,000
不動産協会	600,000
JTB (旅ネット端末保証金)	500,000
全旅協クーポン会	210,000
日本図書普及(株)図書券販売加入金	60,000
日本図書普及(株)図書カード端末保証金	30,000
合 計	22,200,000

## ② その他固定資産の明細

単位:円

内 訳	期首残高	期末増加	当期減少	期末残高
医学部生協用内装工事一式	380,760		380,760	0
一括償却資産 (17年度)	93,748		93,748	0
一括償却資産 (18年度)	1,683,333		841,666	841,667
一括償却資産 (19年度)		6,458,038	2,152,679	4,305,359
合 計	2,157,841	6,458,038	3,468,853	5,147,026

注)19年度は業務端末(PC)の一斉入替を行っています

## (2) 主要な負債の内容

## ① 支払手形の明細

該当するものではありません。

## ② 買掛金の明細

単位:円

内 訳	金 額
大学生協事業連合	344,974,221
そ の 他	2,815,710
合 計	347,789,931

## ③ 未払金の明細

単位:円

内 訳	金 額
大学生協事業連合	8,098,130
北海道大学 (水光熱費等)	2,920,915
労働保険料	8,925,637
コココーラ (ICプリカ利用分)	822,630
期末支払代金 (仕入・経費等)	2,121,153
(株)天牛堺商店 (倒産による精算猶予)	18,580
キャッシュレスポイント還元払戻分	56,162
合 計	22,963,207

## ④ 未払法人税等の明細

単位:円

内 訳	金 額
法人税、法人道民税・事業税、法人市民税	722,000
合 計	722,000

## ⑤ 未払費用の明細

単位:円

内 訳	金 額
未払職員給与	37,039,480
北海道大学 (ショップ)	2,246,073
北海道大学 (自販機関連)	44,054,213
日生協企業年金基金 (掛金・事務費)	438,600
社会保険料未払金	347,594
合 計	84,125,960

⑥ 前受金の明細 単位:円

内 訳	金 額
組合員 (I Cプリペイド代金)	81,868,916
組合員 (ミールカード代金)	14,473,964
組合員 (卒業衣裳レンタル金)	24,063,450
組合員 (卒業アルバム代金)	16,295,400
組合員 (卒業記念印鑑代)	795,000
組合員 (公務員講座前受金)	7,307,886
組合員 (TOE I C受験料)	2,571,030
組合員 (新入生商品代金)	4,108,930
組合員 (名産品ギフト)	29,708
書籍前受金 (各店)	38,560
合 計	151,552,844

⑦ 預り金の明細 単位:円

内 訳	金 額
組合員 (マンション敷金)	16,287,250
組合員 (ルームガイド預り)	12,207,755
組合員 (MS清掃料)	7,705,650
組合員 (MS管理預り金)	4,514,320
組合員 (駐車場保証金)	69,390
組合員 (町内会費)	179,100
組合員 (マンション ガス・灯油代)	74,566
組合員 (I Cプリペイド預り)	3,303,166
組合員 (学生生活110番)	81,171
組合員 (アドビ学生ライセンス)	160,000
組合員 (レジ袋預り・勉強援助募金)	261,304
北海道大学 (留学生寄宿舎料)	17,493,327
北海道大学 (外国人宿舎)	495,912
北海道大学 (自販機設置賃料電気料)	3,293,569
北海道大学 (学生・教職員証再発行料金)	1,547,400
北海道大学 (入構I C手続料)	89,610
北海道大学 (文献複写)	43,500
北海道大学 (学研災)	4,675,782
北海道大学 (練習船収納代金)	379,300
社内団体預り金	12,102,560
ミール19年度繰越未処理分	874,242
共栄火災 (地震損害保険金)	2,500,000
小 計	88,338,874
職員 (給与控除預り金)	540
組合員 (学生総合共済掛金)	554,950
小 計	555,490
合 計	88,894,364

⑧ 預り保証金の明細 単位:円

内 訳	金 額
アベックス (自動販売機保証金)	2,000,000
合 計	2,000,000

⑨ 長期未払金の明細 単位:円

内 訳	金 額
マンション修繕引当金	17,000,000
合 計	17,000,000

⑩ 仮受金の明細 単位:円

内 訳	金 額
2020年度新入生	180,000
合 計	180,000

## (3)比較貸借対照表および比較損益計算書

## ① 比較貸借対照表

単位:円

資産の部	2018年度	2019年度	負債・純資産の部	2018年度	2019年度
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	682,031,472	749,014,415	流動負債	767,914,999	837,109,417
現金預金	270,410,514	232,513,777	買掛金	344,700,545	347,789,931
売掛債権	179,635,827	210,640,166	短期借入金	150,000,000	120,000,000
商品及び原材料	197,171,189	206,552,044	未払金	11,061,155	22,963,207
立替金	119,891	88,327	未払法人税等	722,000	722,000
前払費用	2,895,558	2,894,984	未払消費税等	9,291,631	15,815,111
未収金	33,818,493	98,345,117	未払費用	55,161,177	84,125,960
短期貸倒引当金	▲ 2,020,000	▲ 2,020,000	前受金	118,876,188	151,552,844
固定資産	758,862,021	721,507,483	預り金	72,314,303	88,894,364
有形固定資産	636,097,761	592,649,189	賞与引当金	5,708,000	5,066,000
建物及び付属設備	758,636,525	758,636,525	仮受出資金	80,000	180,000
減価償却累計額	▲ 224,837,322	▲ 254,906,107	固定負債	291,649,728	286,605,700
	533,799,203	503,730,418	退職給付引当金	272,649,728	267,605,700
車両運搬具	0	0	預り保証金	2,000,000	2,000,000
減価償却累計額	0	0	マンション修繕引当金	17,000,000	17,000,000
	0	0	負債合計	1,059,564,727	1,123,715,117
器具備品	384,941,612	387,232,112	(純資産の部)		
減価償却累計額	▲ 342,126,036	▲ 357,796,323	組合員資本	381,328,766	346,806,781
	42,815,576	29,435,789	出資金	392,502,121	392,587,221
土地	59,482,982	59,482,982	剰余金	▲ 11,173,355	▲ 45,780,440
無形固定資産	4,255,419	7,360,268	法定準備金	7,000,000	0
ソフトウェア	4,255,419	7,360,268	施設整備積立金	3,000,000	3,000,000
その他固定資産	118,508,841	121,498,026	当期末処分剰余金	▲ 21,173,355	▲ 48,780,440
関係団体出資金	82,251,000	82,251,000	(うち当期剰余金)	▲ 21,767,155	▲ 34,607,085
子会社等株式	11,900,000	11,900,000	純資産合計	381,328,766	346,806,781
長期貸付金	0	0			
差入保証金	22,200,000	22,200,000	負債・純資産合計	1,440,893,493	1,470,521,898
長期貸倒引当金	0	0			
その他固定資産	2,157,841	5,147,026			
資産合計	1,440,893,493	1,470,521,898			

② 比較損益計算書

単位:円

勘定科目	2018年度実績	2019年度予算	2019年度実績	対前年増減額	対予算差異額
供給高引	4,196,266,026	4,280,546,000	4,143,039,883	▲ 53,226,143	▲ 137,506,117
供給値引	32,974,855	36,035,000	30,602,525	▲ 2,372,330	▲ 5,432,475
供給高価	4,163,291,171	4,244,511,000	4,112,437,358	▲ 50,853,813	▲ 132,073,642
供給原価	3,172,403,456	3,234,481,000	3,156,959,933	▲ 15,443,523	▲ 77,521,067
供給剰余金	990,887,715	1,010,030,000	955,477,425	▲ 35,410,290	▲ 54,552,575
利用事業剰余金	36,000	0	36,000	0	36,000
供給受託手数料収入	18,422,620	18,367,000	19,010,472	▲ 587,852	643,472
供給事業手数料収入	34,648,043	31,600,000	29,793,025	▲ 4,855,018	▲ 1,806,975
不動産賃貸収入	117,672,225	123,132,000	123,503,626	5,831,401	371,626
その他手数料収入	194,293,586	199,894,000	186,185,436	▲ 8,108,150	▲ 13,708,564
その他事業収入計	365,072,474	372,993,000	358,528,559	▲ 6,543,915	▲ 14,464,441
事業総剰余金	1,355,960,189	1,383,023,000	1,314,005,984	▲ 41,954,205	▲ 69,017,016
役員報酬	10,950,000	9,221,000	9,314,300	▲ 1,635,700	93,300
定職給付	227,041,709	164,483,000	158,906,304	▲ 68,135,405	▲ 5,576,696
退職給付	487,942,547	506,715,000	501,089,296	13,146,749	▲ 5,625,704
法定福利	25,000,000	25,000,000	22,422,152	▲ 2,577,848	▲ 2,577,848
厚生年金	78,638,946	72,452,000	73,765,061	▲ 4,873,885	1,313,061
賞与	5,496,910	5,421,000	5,039,801	▲ 457,109	▲ 381,199
遣当人件費	51,851,000	48,820,000	48,820,000	▲ 3,031,000	0
人件費合計	835,070,112	832,112,000	819,356,914	▲ 15,713,198	▲ 12,755,086
教育文化	4,999,391	5,835,000	5,378,480	379,089	▲ 456,520
広告報	74,458,697	72,042,000	63,829,963	▲ 10,628,734	▲ 8,212,037
消耗品	39,600,825	39,102,000	37,721,255	▲ 1,879,570	▲ 1,380,745
物流搬	8,203,536	1,200,000	4,051,584	▲ 4,151,952	2,851,584
車輻運搬	34,659,797	30,868,000	31,359,847	▲ 3,299,950	491,847
貸倒引当金繰入	0	0	0	0	0
施設維持管理	31,277,650	36,865,000	29,545,168	▲ 1,732,482	▲ 7,319,832
減価償却	56,580,066	52,790,000	54,892,720	▲ 1,687,346	2,102,720
貸借借料	16,984,990	17,053,000	14,226,819	▲ 2,758,171	▲ 2,826,181
水道光熱	61,293,403	60,766,000	60,694,951	▲ 598,452	▲ 71,049
水保危険	1,585,994	1,934,000	1,673,087	87,093	▲ 260,913
委託採	92,924,351	98,516,000	99,823,743	6,899,392	1,307,743
研修採	3,086,876	2,954,000	2,763,098	▲ 323,778	▲ 190,902
調査研究	1,144,558	1,763,000	1,089,012	▲ 55,546	▲ 673,988
調査研究	3,074,157	3,602,000	2,447,188	▲ 626,969	▲ 1,154,812
諸議	13,292,880	13,218,000	13,108,540	▲ 184,340	▲ 109,460
渉議	58,159	50,000	55,325	▲ 2,834	5,325
租税	8,933,816	8,840,000	8,939,584	5,768	99,584
通交	15,957,040	18,754,000	15,620,164	▲ 336,876	▲ 3,133,836
雑費	144,695	19,000	59,291	▲ 85,404	40,291
事業連合委託	87,857,500	91,590,000	91,590,000	3,732,500	0
物件費合計	556,118,381	557,761,000	538,869,819	▲ 17,248,562	▲ 18,891,181
事業経費合計	1,391,188,493	1,389,873,000	1,358,226,733	▲ 32,961,760	▲ 31,646,267
事業剰余金	▲ 35,228,304	▲ 6,850,000	▲ 44,220,749	▲ 8,992,445	▲ 37,370,749
受取利息	973	826	826	▲ 147	826
受取配当	524,800	525,000	524,800	0	▲ 200
雑業外	16,213,074	8,960,000	34,233,921	18,020,847	25,273,921
事業外	16,738,847	9,485,000	34,759,547	18,020,700	25,274,547
支払利息	230,082	255,000	176,360	▲ 53,722	▲ 78,640
雑損	2,409,014	380,000	24,227,667	21,818,653	23,847,667
事業外費用	2,639,096	635,000	24,404,027	21,764,931	23,769,027
経常剰余金	▲ 21,128,553	2,000,000	▲ 33,865,229	▲ 12,736,676	▲ 35,865,229
特別利益	0	0	0	0	0
特別損失	2	0	19,856	19,854	19,856
税引前当期剰余金	▲ 21,128,555	2,000,000	▲ 33,885,085	▲ 12,756,530	▲ 35,885,085
法人税等	638,600	1,000,000	722,000	83,400	▲ 278,000
過年度法人税等	0	0	0	0	0
当期剰余金	▲ 21,767,155	1,000,000	▲ 34,607,085	▲ 12,839,930	▲ 35,607,085
当期首繰越剰余金	593,800	0	▲ 14,173,355	▲ 14,767,155	▲ 14,173,355
目的積立金取崩	0	0	0	0	0
当期未処分剰余金	▲ 21,173,355	1,000,000	▲ 48,780,440	▲ 27,607,085	▲ 49,780,440

10. 製造原価の明細

該当する事項はありません。

## V 2019年度損失処理案

作成 2020年3月26日  
 備付 2020年4月22日

札幌市北区北8条西7丁目1-1  
 北海道大学生生活協同組合  
 理事長 柿澤 宏昭

単位:円

項 目	金 額
I 当期末処理損失金	48,780,440
II 損失金処理額	
1. 法定準備金取崩	0
2. 任意積立金	
(1) 施設整備積立金	0
	0
III 次期繰越損失金	48,780,440

施設整備積立金は、計画している施設整備のために、自己投資・大学への寄付等として活用することを目的とし、16年度から開始しました。目標額は1億円です。今期は損失金計上のため、積立を行いません。

### 教育事業等繰越金

上記の次期繰越損失金には、消費生活協同組合法第51条の4第4項に規定する教育事業等繰越金が含まれていません。

## -2019年度理事会議決事項-

### 第1回定例理事会

5月23日(木) 19:38~19:55

北海道大学工学部オープンホール

出席理事: 理事総数21名中16名出席

出席監事: 監事総数5名中4名出席

1. 役員選任および代行順位決定の件
1. 顧問選任および幹部職員任命の件
1. 組織委員等任命および理事会委員会設置の件
1. 役員報酬・委員手当の決定の件
1. 組織委員会等および監事の活動に要する費用上限決定の件
1. 短期借入金上限額決定の件

### 第2回定例理事会

6月26日(水) 18:15~19:15

北大生協 工学部食堂ラウンジ

出席理事: 理事総数21名中18名出席

出席監事: 監事総数5名中3名出席

1. 2019年度5月営業総括および決算承認の件
1. 組織委員任免の件
1. 設備投資等決定の件
1. 経営再構築検討タスク設置の件並びにビジョンとアクションプラン総括委員会設置の件
1. 2019年度内部統制課題設定の件

### 第3回定例理事会

7月17日(水) 18:17~19:54

北大生協会館店3階会議室

出席理事: 理事総数21名中16名出席

出席監事: 監事総数5名中4名出席

1. 2019年6月期営業総括および決算承認の件
1. 組織委員等任免の件
1. 設備投資等決定の件
1. 2019年度内部統制関連承認の件

### 第4回定例理事会

9月25日(水) 18:15~20:22

北大生協会館店3階会議室

出席理事: 理事総数21名中13名出席

出席監事: 監事総数5名中1名出席

1. 2019年7月期営業総括および決算承認の件
1. 2019年8月期営業総括および決算承認の件
1. 組織委員等任免の件
1. 内部統制関連承認の件
1. 北海道大学との災害時協定締結の件

### 第5回定例理事会

10月16日(水) 18:15~20:07

北大生協会館店3階会議室

出席理事: 理事総数21名中14名出席

出席監事: 監事総数5名中3名出席

1. 2019年9月期営業総括および決算承認の件
1. 組織委員等任免の件
1. 一般社団法人 全国大学生協連奨学金財団賛助会員加入の件

### 第6回定例理事会

11月20日(水) 18:15~20:12

北大生協会館店3階会議室

出席理事: 理事総数21名中16名出席

出席監事: 監事総数5名中3名出席

1. 2019年10月期営業総括および決算承認の件
1. 組織委員等任免の件
1. 全国大学生協連・第63回通常総会、大学生協共済連・第10回通常総会の代議員選出の件

### 第7回定例理事会

12月18日(水) 18:17~20:08

北大生協会館店3階会議室

出席理事: 理事総数21名中18名出席

出席監事: 監事総数5名中3名出席

1. 2019年11月期営業総括および決算承認の件
1. 組織委員等任免の件
1. 業務用PC導入についての決裁の件
1. 生協主催講座規約制定の件

### 第8回定例理事会

1月20日(水) 18:15~20:41

北大生協会館店3階会議室

出席理事: 理事総数21名中17名出席

出席監事: 監事総数5名中3名出席

1. 2019年12月期営業総括および決算承認の件
1. 「2項組合員」申請審査の件
1. 19年度資格喪失組合員の法定脱退の件

### 第9回定例理事会

2月19日(水) 18:15~19:55

北大生協会館店3階会議室

出席理事: 理事総数21名中12名出席

出席監事: 監事総数5名中2名出席

1. ECサイト利用規約承認の件

1. 2020年1月期営業総括および決算承認の件
1. 2020年度通常総代会開催に係る件
1. 組織委員等任免の件
1. 「2項組合員」申請審査の件
1. 来訪者価格導入の件

#### 第10回定例理事会

3月30日(水) 18:15～

北大生協会館店3階会議室

新型コロナウイルス拡大対策もあり中止

#### 第11回定例理事会

4月24日(金)

\*全理事の同意書と全監事の通知書が届いた日。

「みなし理事会」として成立しました。

出席理事：理事総数21名中21名出席

出席監事：監事総数5名中5名出席

1. 理事会規則一部改定の件
2. 2020年2月3月期営業総括および決算承認の件
3. 第3号議案 北海道生協連の役員推薦の件
4. 第4号議案 全国大学共済連 2020年度5
5. 月臨時総会の代議員選出の件
6. 2020年度 第1回理事会議案検討の件
7. 2020年度定例総代会開催に係る件
8. パソコン・プレミアムサポート利用約款承認の件
9. 水産支部 設備投資の件



監査報告書は、別冊に掲載しております。

## 第 2 号議案 2020 年度事業計画及び予算決定の件

### ●2020 年度テーマ

- 1) 組合員の生活に沿った展開し、組合員の参加と利用を拡げる
- 2) 新しい発想で組合員ニーズに合わせた店舗機能の変革、未来の繁栄につなげる

【現状打破】【大きな前進】【限界にチャレンジ】

### <はじめに>

2019 年度北大生協は、組合員利用回復から供給予算達成、人件費、物件費の削減を目指し経常剰余 200 万円の黒字予算を目標としましたが、実績は▲3,386 万円の赤字決算で終わりました。この厳しい状況は、組合員の生活に沿った展開ができていない、新しい発想で組合員ニーズに応える店舗機能の変革ができていない、事業構造の改善が十分にできていないことで供給を失っていると考えます。

2020 年度は抜本的な対策目標を持って実行することが重要と考え、2019 年 7 月に「経営再構築タスク」を立ち上げました。この「経営再構築タスク」メンバーでは、2013 年度～2018 年度までの過去 5 年間の経営分析から、いかにして経営を立て直すのか、そのためには何を優先にして取り組むべきなのか、何を我慢すべきなのかを 2019 年 7 月～11 月まで 7 回のタスク開催、常務会、理事会で討議を重ね、2020 年度通常総代会の第 2 号議案、2020 年度事業計画に反映させることとしました。

次に掲げる事業計画の方針、課題を実行に移し経営改善を進めて参りますが、2018 年、2019 年度の累積赤字を 2020 年度で赤字解消、黒字構造への転換は難しいのが現状です。2020 年度は 2100 万円の赤字予算となっています。これ自体は、73 年の歴史で初めての事です。2021 年度に収支を均衡させ、2022 年度から 1,000 万円～2,000 万円程度の黒字を生み出し、数年をかけて累積赤字を償却していくことが必要になります。

### 1. 新型コロナウイルス拡大の影響について

2020 年度の事業計画・予算作成は 3 月には終わりましたが、新型コロナウイルス拡大による事業活動への影響は考慮していません。新年度早々からの大きな供給の減少は、予算執行にも大きな影響を与えます。

この議案を提案作成している時点では、新型コロナウイルス拡大による登校者数の減少がいつまで続くのか見通しが立っていませんが、店舗ごとに大学と調整して営業時間の短縮や臨時閉店などを行っています。しかし、人件費や物件費を大きく削減することは難しいです。

ただ、今後も校費利用の増加は見込めるのではないかと考えています。市場的にはパソコンやネット通信関係は品薄ではありますが、にわかにはオンライン講義の需要が高まっていて、それに対応していきたいところです。WEB サイトを活用しながら、教科書のネット販売や公務員講座の WEB 配信などでも組合員へのニーズに応えていきたいです。

また、オンライン講義に関連して新入生向けパソコンを、大学推奨パソコンにつなげることも大切になってくると思われますので、大学と交渉を進めていきます。北大は他大学でのパソコンを活用した教育と比べると、まだまだ物足りなさを感じますので、積極的な役割発揮をしたい分野です。

## 1. 事業計画予算

	18年度実績	19年度予算	19年度実績	20年度予算
供給高	4,196,266	4,280,546	4,143,040	4,093,671
供給値引高	32,974	36,035	30,603	27,996
供給剰余金	990,888	1,010,030	955,477	954,480
共済受託手数料収入	18,423	18,367	19,010	20,746
供給事業手数料収入	34,646	31,600	29,793	27,907
不動産賃貸収入	117,673	123,132	123,504	125,726
その他手数料収入	194,293	199,894	186,186	209,755
事業総剰余金	1,355,959	1,383,023	1,314,006	1,338,614
人件費合計	835,069	832,112	819,357	824,242
物件費合計	556,118	557,761	538,870	544,597
(内・連合委託費)	87,858	91,590	91,590	88,535
事業経費合計	1,391,187	1,389,873	1,358,227	1,368,839
事業剰余金	-35,228	-6,850	-44,221	-30,225
受取利息	1	0	1	0
受取配当金	525	525	525	525
雑収入	16,213	8,960	34,234	9,761
事業外収益	16,739	9,485	34,760	10,286
支払利息	213	255	176	137
雑損失	2,426	380	24,228	933
事業外費用	2,639	635	24,404	1,070
経常剰余金	-21,128	2,000	-33,865	-21,009
特別損益	0	0	-20	0
税引前当期剰余金	-21,128	2,000	-33,885	-21,009
法人税等	639	1,000	722	1,000
当期剰余金	-21,767	1,000	-34,607	-22,009

\* 予算編成時期の関係で、新型コロナウイルスによる事業への影響を反映できておりません。

## 2. 2020年度の事業計画達成に向けた目標

### (1) 学部ごとの組合員のニーズの実態把握をすすめ、仮説をもって売り場を変化させます。

- ・総代会議での議論や組合員アンケートを行います。
- ・組合員の視点で店舗整備、運営改善対策を明らかにできるようにします。
- ・総代会議の議論でだされた意見や組合員アンケートは、プロジェクトや経営会議などで課題を明確にして正しく厳しく現状認識を掴み、生協運営に活かしていきます。
- ・事業連合の学習会参加、支援を受け、店長のマネジメント力や職員の商品提案力のアップを目指します。
- ・パン、米飯、菓子、飲料、デザートなど購買の食品分類の月間企画、還元ポイント企画を旺盛に取組みます。
- ・組合員満足を向上させる日常の品揃え、商品の鮮度維持を高めりピーターにつながる取組みを目指します。

- ・店長と職員は四半期に1回は部会開催を行い、仕事内容、業務改善、進捗状況の確認する場を定着させ、職員が能力を発揮しやすくなることを目指します。取り組んでいる仕事が組合員のみなさんの利用、サービスに繋がっているのか理解して進めることを大切にしていきます。

## **(2) 事業規模に合わせたダウンサイジング、経営数値の最適化や投資計画を検討します。**

- ・2020年は中央厚生施設の食堂ホール1階の耐震工事が予定されています。2階購買のパン、米飯、おにぎり、菓子、飲料などの食品分類の利用が減少していることから、売り場縮小を含めた店舗構成の見直しを進めます。コップパンでは厨房内改修による製造効率のアップ、売り場面積拡大による組合員が利用しやすいお店に改修する設備投資計画を検討して進めていきます。ただし、工事期間は2020年11月～2021年1月の3ヶ月の見通し、この期間中、中央厚生施設は全店閉店となり営業損失が生じます。組合員の昼食対策（内製弁当販売）、他店舗への誘導対策を見越した予算計画をしました。
- ・2021年クラーク会館インフラ工事に伴って、食堂、ルームガイドを含めたホール全体の改修工事が想定されています。この改修工事に向けて、北大生協は、新たに学生どうしの交流とくつろぎの場ができて、組合員が「来たい・使いやすい」と思える環境づくりができればと考えています。改修工事後も生協食堂が運営できるように、生協食堂の強みを大学交渉でお伝えすること、また、どれだけの投資が北大生協としてできるのかを検討していきます。あわせて、生協会館のフロア構成を変える必要がありますので、プロジェクトを立ち上げ、2020年度下期には実現できるように進めていきます。

## **(3) 部門横断的な複合店舗化を目指す中で、赤字部門や店舗の抜本的改革を図っていきます。**

- ・北大生協は規模が大きいため事業ごとの管理を進めてきました。しかし、組合員ニーズの多様化に応えるには、各事業の縦割り構造からの脱却が急務です。購買と書籍、食堂と購買、食堂と書籍など複合店舗化を検討することで、変化の意識を持つことが大切です。
- ・書籍、キャリア、旅行の事業を「学びと成長」事業として、部門横断的に事業政策を見直していくことが必要と考え実行していきます。
- ・会館1階2階の店舗の機能、北部店2階の機能について同時に検討を行います。  
～「会館店プロジェクト」を立ち上げ、2020年10月頃までに店舗改修を行う予定です。
- ・2020年度は年間で赤字決算になる店舗について、9月までに経営実態をまとめ、組合員の財産を無駄にしない運営を目指すために、学部事務と下期以降の営業時間、改善要望、更に強める組合員サービスについて協議する準備を進めます。
- ・水産支部の赤字幅の縮小の取り組みを、キャンパスの構成員と一緒に進めます。
- ・文系売店・理系売店の拡大について、大学と協議できるように取り組みます。

## **(4) 新学期事業を通年での事業への接続強化など、新たなチャレンジに取り組めます。**

- ・新学期事業では受験時から大学生活の情報、住まい、教材関連の情報提供について年々早期化の要望が進んでいることへの対策（WEB）を更に強めるための、新学期専任担当者を通年で配置します。また、新学期事業を通じて入学者に提案したサービスが日常の店舗に接続されているか、提案した商品が大学生活で活用されているかなどの分析まで役割を持ち、生協全体の事業サイクルに接続させます。翌年新学期活動の拡大に繋げることを目指します。

### 3. 組織活動に関わる課題

#### (1) 学生委員会

- ・引き続き学生の組合員の方々向けの活動に力を入れていき、学生組合員の方々と北大生協の架け橋になる。
- ・学生委員会自体の知名度を上げていき、たくさんの組合員の方々に企画に参加してもらう。
- ・多くの組合員の方々が北大生協を身近に感じられるようにする。

#### ●総代・組合員のみなさまへ

日々、組合員の皆様が生協に気軽に関わられるような企画を、学生委員会の力を合わせて作っています。ぜひ企画に参加していただけるように発信していきますので、気軽に参加してください！

#### (2) 院生委員会

- ・大学院生向けアンケートや総代会議を通し、大学院生の利用したい生協店舗・参加したいイベントづくりにつなげる。
- ・大学院生のみなさんに北大生協からの情報を知ってもらうことができるように、研究室やゼミなどの院生の生活スペースで知らせる情宣手段を確立する。
- ・大学院生が研究以外でやってみたいと考えていることを一つでも多く実現し、専門を越えた院生どうしの交流の場をつくる。

#### ●総代・組合員のみなさまへ

総代会議の出席やアンケートを通して、大学院生の生活実態ややってみたいことをたくさん発信してください！

## 第3号議案 役員報酬限度額決定の件

役員の年間報酬について、下記の総額の範囲で理事会が定める役員報酬規則にもとづいて支給すること、及び、各役員の報酬額・支給方法などについては、理事に関しては理事会に、監事に関しては監事の協議に委ねることを決定します。

### (1) 理事 (20 名) の報酬 (総額)

常勤理事 (1 名) と非常勤理事 (19 名) の報酬の限度額を 1,600 万円とします。

※常勤理事の報酬は北海道内の大学生協で統一し共通運用している給与・退職金制度に基づき、{ (「年齢給」+「職能給 (キャリア) 」+「役職給 (ポスト) 」) × (12+「賞与予算月数」) + (役職手当+資格手当+家族手当+住宅手当) ×12+ (燃料手当) } の合算で決められています。尚、月額報酬はそれらの合算の 12 分の 1 を月額報酬としています。また総額には、常勤理事 1 名の役員就任期間に対応する退職金も含まれます。

### (2) 監事 (5 名) の報酬 (総額)

非常勤監事(5 名)に関する報酬の限度額を 60 万円とします。

## 第4号議案 他団体への加入・脱退に関し理事会の議決事項とする範囲決定の件

定款第57条（総代会の議決事項）第2項に基づいて、他団体への加入・脱退に関し理事会の議決事項とする範囲を決定します。

（範囲）次のいずれにも該当する他団体への加入・脱退を理事会の議決事項とします。

- 1) 定款第3条各号に掲げる事業を行うため必要と認められる団体である
- 2) 出資・加入金が300万円未満であり、かつ会費が年額100万円未満である

※1 加入した後に増資すること等により2)の範囲を超えることになる場合は、その増資をする際等に総代会での議決を必要とします。

※2 他団体には子会社・関連会社を含みます。

※3 生協法に基づく生活協同組合連合会への加入等は、出資・加入金等に関わらず総代会の議決事項です。

（総代会の議決事項）

第57条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
  - (2) 規約の設定、変更及び廃止
  - (3) 解散及び合併
  - (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
  - (5) 出資一口の金額の減少
  - (6) 事業報告書及び決算関係書類
  - (7) 連合会及び他の団体への加入又は脱退
- 2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。
- 3 総代会においては、第54条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

●第1回以降の理事会決議において「意思決定基準」は以下のように追加修正され、以降の団体への加入は今回総代会で決めた範囲によって協議・決定する事になります。

	決定・承認する事項	主な起案者	協議者	決定・承認機関
14	出資・加入金が300万円以上または、会費が年額100万円以上の団体への加入・脱退の決定（2020年総代会にて決定）	専務理事	理事会	総代会
15	出資・加入金が300万円未満であり、かつ会費が年額100万円未満の団体への加入・脱退の決定（2020年総代会にて決定）	専務補佐	常務理事会	理事会

# 第5号議案 定款 一部改正の件

## 1. 改正の内容

改正案	現行条文
<p>(役員)</p> <p>第18条 この組合に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 16人以上、<b>25人</b>以内</p> <p>(2) 監事 3人以上、5人以内</p> <p>(職員)</p> <p>第42条 この組合の職員は、理事長が任免する。</p> <p>2 <u>職員の服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(事業の品目等)</p> <p>第69条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、次に掲げるものとする。</p> <p><u>(1)全国大学生協共済生活協同組合連合会が行う短期生命共済事業及び短期火災共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業</u></p> <p><u>(2)日本コープ共済生活協同組合連合会が行う学生総合共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業</u></p>	<p>(役員)</p> <p>第18条 この組合に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 16人以上、<b>21人</b>以内</p> <p>(2) 監事 3人以上、5人以内</p> <p>(職員)</p> <p>第42条 この組合の職員は、理事長が任免する。</p> <p>2 <u>職員の<b>定数</b>、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(事業の品目等)</p> <p>第69条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、<u>全国大学生協共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業及び火災共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業とする。</u></p>

## 2. 改正の理由

### ● 第18条 (役員)

組合員の各階層及び生協事業活動に協力的な学生団体からの役員を構成するときに、理事定数の上限が21名では足りず、多様な組合員の意見を生協運営に活かすため理事の定数上限を25名に改正します。

### ● 第42条 (職員)

職員の定数を定めることは、社会や経済、経営状況の変化への対応が困難になるおそれがあるため、必要な規則(就業規則)において定めていないのが実態です。実態に合わせて「定数、」を削除します。

### ● 第69条 (事業の品目)

- ① 全国大学生協共済生活協同組合連合会の長期の生命共済事業及び長期の火災共済事業が廃止されたので、事業名称を現在実施している短期生命共済事業及び短期火災共済事業に改正します。
- ② これまで全国大学生協共済生活協同組合連合会が行ってきた共済事業を日本コープ共済生活協同組合連合会と共同引受をします。その業務の一部を受託するため追加します。



## 第6号議案 役員選挙規約 一部改正の件

### 1. 改正の内容

改正案	現行条文
(不適格者) 第3条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、 <u>破産手続開始の決定を受け、復権していない者は役員としての被選挙権を有しない。</u> [削除] [削除し、条文本文に含める]	(不適格者) 第3条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、 <u>以下の者は役員としての被選挙権を有しない。</u> (1) <u>被補助人</u> (2) <u>破産手続開始の決定を受け、復権していない者</u>

### 2. 改正の理由

2019年9月14日に生協法の役員資格に関する条文（生協法第29条の3第2項）が改正施行され、「被後見人等（被後見人、被補佐人、被補助人）」を一律に役員の資格から排除する規定（欠格規定）が見直され、個別の状況により必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）に改正されました。

この法改正の趣旨を受け、現行の「役員選挙規約」第3条で一律に欠格事由としていた「被補助人」を削除いたします。

## **第7号議案 監事監査規則 一部改定承認の件**

2019年第2回監事会において「監事監査規則」を見直し、語句の修正、不足していた条項の追加（第11条）等を検討し添付の規則（議案書P83参照）としました。

定款の定めにより、監事監査規則の改訂は総代会での承認事項となりますので、「監事監査規則」を改訂し運用していることをご承認願います。

## 第8号議案 議案決議効力発生の特

議案の本旨に反しない範囲の字句の修正を理事会に一任します。総代会終了届け等の行政上の手続きの際、字句の間違訂正や法律用語等が不正確な表記で訂正しなければならない場合があります。その場合には字句修正をして手続きを進めます。

## 役員選挙の特

- 1.役員定数は定款第18条にもとづき、2019年2月理事会で、理事21名・監事5名と決定しました。  
その半数以上は学生・院生となります。
- 2.今回は理事会推薦役員候補が定数内であり他の候補者がいないため、役員選挙規約第12条および第13条に基づき投票を省略し全員当選となります。
- 3.次ページにて役員候補の経歴をご紹介します。

## 2020年度役員選挙

1. 2月19日の第9回理事会で、2020年度の役員定数を理事21名、監事5名とすることを決定しました。
2. 4月6日から4月17日までの役員立候補受付期間に立候補はありませんでした。
3. 理事会推薦役員候補は、下記の方々です。監事1名は北海道大学総長からの推薦です。
4. 役員選挙規約に基づき、投票を省略し、全員当選となります。


理事候補者


定数:21名(うち学生・院生で半数以上)／候補者20名(うち学生・院生で11名)

<理事会推薦候補者 学生・院生>


	氏名	所属		氏名	所属
	たかはし れん 高橋 廉	理学部3年		あんどう あきひろ 安藤 亮博	農学部3年
	生年月日	加入年		生年月日	加入年
	1999.1.13	18年		1999.1.28	17年
	生協歴 18年～理事			生協歴 17年～組合員、18年～理事	
抱負	学生委員としての経験が約1年ということで、力不足な点もまだまだあるとは思いますが、自分なりに出来ることを精一杯やっていきたいと思っています。よろしくお願ひします。		抱負	入学後2年半は学生委員会の委員として、その後も常務理事として生協に携わってきたので、その経験も踏まえ、なるべく一般組合員目線で、様々な意見ができるように頑張ります。	
	氏名	所属		氏名	所属
	おくやま りこ 奥山 莉子	工学部3年		たかぎ てるま 高木 暉馬	農学部3年
	生年月日	加入年		生年月日	加入年
	2000.2.11	18年			18年
	生協歴 18年～理事			生協歴 18年～組合員	
抱負	今まで学生委員の活動に関わってきた経験を生かして、学生理事として生協事業に関わっていきたくて考えています、まだまだ未熟ではありますが精一杯頑張っていきます。よろしくお願ひします。		抱負	北大生協がもっと多くの組合員に愛され、組合員みんなで楽しく快適な生協を運営できるようなアイデアを出せるよう頑張ります。	
	氏名	所属		氏名	所属
	いざき たかひろ 井崎 貴皓	文学部2年		みさわ たつなり 三澤 建成	文学部2年
	生年月日	加入年		生年月日	加入年
	2000.10.29	19年		2001.2.6	19年
	生協歴 19年～組合員			生協歴 19年～組合員	
抱負	理事になるのは初めてで至らない部分も多いですが、頑張ってます。よろしくお願ひいたします。		抱負	理事として、生協が健全に運営されているかどうか、点検を行っていきます。	


<理事会推薦候補者 学生・院生>

	氏名	所属
	えびなみのり 蛸名実乃里	文学部2年
	生年月日	加入年
		19年
	生協歴 19年～組合員	
抱負	1年間学生委員会として活動してきましたが、この1年は北大生協理事として、大学生協のことについて、また改めて勉強していきたいと思っています。	


	氏名	所属
	こばやしはな 小林華	工学部3年
	生年月日	加入年
	1999.1.8	18年
	生協歴 18年～組合員	
抱負	北海道大学体育会委員長として、生協の健全な運営の精査に取り組んでいきます。	

	氏名	所属
	いながきまさや 稲垣征哉	環境科学院修士2年
	生年月日	加入年
	1997.2.16	15年
	生協歴 17年～常務理事	
抱負	北大生協にかかわり始めて6年目になります。これまでの見聞きし経験してきた北大や北大生協の変化を踏まえ、組合員のニーズに応えられる北大生協を作ることに貢献していきます。	

	氏名	所属
	なかやまとくと 中山拓登	農学院修士2年
	生年月日	加入年
	1995.10.13	14年
	生協歴 15～18、19～年常務理事	
抱負	北大・北海道・全国の様々な場での経験を活かし、組合員と北海道大学にとって必要とされ、「私たちの生協」と自信をもって語る組合員が参加する大学生協づくりに努めます。	


	氏名	所属
	いとうりょう 伊藤凌	理学院修士1年
	生年月日	加入年
	1996.12.21	16年
	生協歴 19年～理事	
抱負	昨年度に引き続き理事を務めさせていただきます。研究室で過ごす大学院生として学部生とは違った視点で生協に関わることができたらと考えております。よろしくお願いいたします。	


<理事会推薦候補者 教職員・生協職員>


	氏名	所属
	かきざわひろあき 柿澤宏昭	農学研究院 教員
	生年月日	加入年
	1959.8.31	97年
	生協歴 13年副理事長 14年～理事長	
抱負	北大構成員のより良い生活のために貢献します。また、北大と北大生協が手を携えてともに発展できるようにしたいと思います。	


	氏名	所属
	こすけがわまこと 小助川誠	生協職員
	生年月日	加入年
	1965.3.26	83年
	生協歴 19年～専務理事	
抱負	これまで大切にしてきた組合員、大学との協力関係を更に強め、組合員、大学に貢献できる北大生協となるよう、努力してまいります。	


<理事会推薦候補者 教職員・生協職員>


	氏名	所 属
	よしみ ひろし 吉見 宏	経済学研究院 教員
	生年月日	加入年
	1961.8.1	91年
	生協歴	
91年～15年監事、16年～副理事長		
抱負	理事として、生協の目的に沿った、健全な経営、財務、持続的な発展に向けて活動します。	


	氏名	所 属
	おおみち はじめ 大道 元	工学系事務部 職員
	生年月日	加入年
	1961.6.25	08年
	生協歴	
19年～理事		
抱負	変わりつつある社会情勢、財政状況下において、学生等のニーズにいかに対応されるか、また応えるにはどこをどう変えればよいのか、ハード面ソフト面の両視点から論点整理する必要があります。少しでもお役に立てればと存じます。よろしく願いいたします。	

	氏名	所 属
	かながわ まさゆき 金川 眞行	理学・生命科学 事務部 職員
	生年月日	加入年
	1963.1.9	97年
	生協歴	
97年～組合員		
抱負	事務部の長として、生協が健全に運営されているかどうか、点検を行っていきます。	

	氏名	所 属
	かさほら さとし 笠原 敏史	保健科学研究院 教員
	生年月日	加入年
	1969.10.5	99年
	生協歴	
15年～理事、17年～常務理事		
抱負	北海道大学生協同組合が、学生・教職員にとってより身近な存在となるよう努力してまいります。	

	氏名	所 属
	おざさ たかお 小篠 隆夫	工学研究院 教員
	生年月日	加入年
	1958.8.25	97年
	生協歴	
97年～組合員		
抱負	北大就職当初から、大学施設計画・設計やキャンパスマスタープランの策定・運用などに関わり、大学の持続的な発展を施設・環境面から助言・支援しています。その経験を生かし、生協の運営に取り組んでいきます。	

	氏名	所 属
	やまぎき みきね 山崎 幹根	公共政策大学院 教員
	生年月日	加入年
	1967.7.13	01年
	生協歴	
06～08年理事、19年～理事		
抱負	より多くの学生、教職員に利用され、信頼される生協になるよう尽力します。	

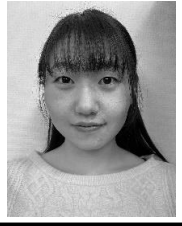
	氏名	所 属
	かがみ ひでたか 鏡 秀隆	生協職員
	生年月日	加入年
	1965.8.24	89年
	生協歴	
18年～専務補佐		
抱負	生協職員の身分のまま、理事に就任することになります。執行役員として専務理事を支えながら、北大生協の経営に尽力してまいります。	


監事候補者

定数:5名(うち学生・院生で半数以上)／候補者5名(うち学生が3名)


<理事会推薦候補者 学生>

	氏名	所属
	かど しょうた 加戸 翔太	経済学部3年
	生年月日	加入年
	2000.3.22	18年
	生協歴 18年～組合員	
抱負	私が監事に就任した暁には、同じく監事となった仲間とともに職務を全うし、生協の活動を見守りより良いものへと導けるよう努めて参りたいと思います。	


	氏名	所属
	いまい ゆか 今井 佑香	経済学部3年
	生年月日	加入年
	1998.6.24	18年
	生協歴 18年～組合員	
抱負	大学入学以来よく利用している生協の経営・会計に関心を持ち、学生の立場から監事としての役割を果たせるように頑張ります。	

	氏名	所属
	さわだ はづき 澤田 葉月	経済学部3年
	生年月日	加入年
	1999.9.24	18年
	生協歴 18年～組合員	
抱負	今まで生協役員や委員会などには参加してきませんでした。私たちの大学生活を様々な面から支えてくださっている大学生協の役に立てるよう、精一杯役割を果たしていきたいと思っています。	

<理事会推薦候補者 教職員>

	氏名	所属
	さかづめ ひろし 坂爪 浩史	農学研究院 教員
	生年月日	加入年
	1964.10.19	07年
	生協歴 12年～14年理事、15年～監事会議長	
抱負	監事会の活性化を図り、理事会等での積極的な発言を目指します。	

<監事候補者 北海道大学総長推薦>

	氏名	所属
	くぼ じゅんじ 久保 淳司	経済学研究院 教員
	生年月日	加入年
	1972.11.4	97年
	生協歴 03年～13年理事、16年～監事	
抱負	北大生協と北海道大学の発展に微力ながら尽力します。	

## 2020年度 理事会・監事会 推薦名簿

### ● 理事

役職	氏名	所属	
教職員理事	柿澤 宏昭	農学研究院 教員	重任
教職員理事	吉見 宏	経済学研究院 教員	重任
生協職員	小助川 誠	生協職員	重任
教職員理事	大道 元	工学系事務部 職員	重任
生協職員	鏡 秀隆	生協職員	新任
教職員理事	金川 眞行	理学生命科学事務部 職員	新任
教職員理事	小篠 隆夫	工学研究院 教員	新任
教職員理事	山崎 幹根	公共政策大学院 教員	重任
教職員理事	笠原 敏史	保健科学研究院 教員	重任
学生理事	稲垣 征哉	環境科学院 修士2年	重任
学生理事	中山 拓登	農学院 修士2年	重任
学生理事	伊藤 凌	理学院 修士1年	重任
学生理事	安藤 亮博	農学部 学生4年	重任
学生理事	小林 華	工学部 学生3年	新任
学生理事	高木 暉馬	農学部 学生3年	新任
学生理事	高橋 廉	理学部 学生3年	重任
学生理事	奥山 莉子	工学部 学生3年	重任
学生理事	井崎 貴皓	工学部 学生2年	新任
学生理事	蛭名 美乃里	教育学部 学生2年	新任
学生理事	三澤 建成	工学部 学生2年	新任

### ● 監事

役職	氏名	所属	
教職員監事	坂爪 浩史	農学研究院 教員	重任
学生監事	今井 佑香	経済学部3年	新任
学生監事	澤田 葉月	経済学部3年	新任
学生監事	加戸 翔太	経済学部3年	新任
大学推薦監事	久保 淳司	経済学研究院 教員	重任

\*毎年、体育会の代表者に生協理事になっていただいています。今期は、小林さんが推薦されています。



# 国立大学法人北海道大学における福利厚生業務に関する大学と生協

## との業務委託契約書

国立大学法人北海道大学（以下「甲」という。）と北海道大学生協同組合（以下「乙」という。）は、甲の国立大学法人への移行に当たり、これまで積み重ねてきた甲乙間の従前の関係を尊重し、今後の大学の福利厚生を充実させていくために、甲の構成員である学生・教職員（以下「学生等」という。）の福利厚生に係る業務の一部を乙に委託することに関し、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

**第1条** 甲は、甲が行うべき、学生等のための福利厚生の充実を図る目的をもって、次の各号に掲げる福利厚生業務（以下「本件業務」という。）を乙（乙は、甲を職域とし、学生等が結成し、運営する生活協同組合である。）に委託し、乙はこれを受託する。とりわけ、学生支援のための福利厚生は、大学が行うべき正課外の教育でもあり、正課の教育では代替できない固有の意義があるものであって、この意味でも乙の行う本件業務は、甲にとって不可欠のものであり、乙は、この観点からも甲に協力し誠実に責任を持ってこれを遂行するものとする。

- (1) 食堂業務
- (2) 購買業務
- (3) 住居・旅行等の各種斡旋及びサービス業務

2 甲は上記の外、福利厚生に係る新たな業務を乙に委託する場合は、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

3 甲は、高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、学生等に対する福利厚生の充実を継続的に目指し、乙は、その組合員のための生活の文化的経済的改善向上を図る諸活動を通じて、学生等の福利厚生の充実を目指すものである。

### （乙の責務）

**第2条** 乙は、本件業務の実施に当たり、関連する法令、規則等を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって誠実にこれを履行し、甲の品位並びに秩序の維持に努めるものとする。

2 乙は、いかなる事由によっても甲の社会的信用を消失させたり、学生等の不利益となる行為をしてはならない。

3 乙が行う本件業務は、良質で低廉な飲食物・商品・サービス等を提供するものとする。

4 乙は、本件業務を運営する際にトラブルが発生した場合は、原則として乙の責任において解決を図るものとする。

5 本件業務実施のために乙が行う商取引の一切は、乙自らの名義において行うものとし、甲の名義を使用しない。

### （物件の利用）

**第3条** 甲は第1条の目的に向けた本件業務のために、甲と乙が別に締結する「使用貸借契約書」に定めた土地・建物（以下「固定資産等」という。）を無償で乙の利用に供する。

2 前項の定めに関わらず、甲が定めた別記「取扱要領」に掲げた諸条件を乙が具備しない場合は、貸付料を徴収することができるものとする。

3 乙は、甲からの便宜供与の目的を受け止め、本件業務を誠実に責任を持って行う。また、乙は、甲が高等教育機関としての社会的使命を達成することは、自らの組合員である学生等の願いでもあるという認識に立ち、甲の高等教育機関としての社会的使命達成に積極的に協力するものとする。

4 乙は、固定資産等の使用の変更等をしようとする場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

5 乙が、臨時的に短期間において第1項の規定に定める以外の固定資産等を使用しようとする場合は、別途使用の許可を申請し、甲の許可を得なければならない。

### （第三者の使用）

**第4条** 乙は、第三者に固定資産等の全部又は一部を貸与し、又は運営を委託することはできない。ただし、乙が直接運営することが当該業務の規模又は種類により困難であって、第三者に委託する方が能率的であり、かつ安価であると認められる場合は、甲の許可を得て、その一部を第三者に委託することができる。

### （施設等の管理）

**第5条** 乙は、善良な管理者の注意をもって固定資産等を維持管理しなければならない。

2 甲の指定する固定資産等には、乙はあらかじめ甲の承認を得て、業務に必要な諸設備・什器・備品等を乙の負担において備えることができる。ただし、事情や内容等により甲乙協議の上、甲の負担において備えることがある。

3 甲が乙に貸与している固定資産等に関する小規模の修繕は、原則として乙の負担とする。ただし、甲乙協議の上、甲の負担で行うことがある。

4 乙は、固定資産等の滅失、毀損を発見した時は、速やかにこれを甲に報告しなければならない。

(固定資産等の監督)

**第6条** 甲は、固定資産等について随時実地調査することができる。

2 乙は、前項の調査に必要な報告を甲から求められた場合、これに応じなければならない。

3 甲は、固定資産等の維持管理に関し適宜必要な指示をすることができ、乙は当該指示に従うものとする。

(業務日時等)

**第7条** 乙は、本件業務の種類・内容・業務日時等を日常的に甲に報告し、甲又は学生等に重要な影響を与える施策等を実施する場合には、事前に甲と協議し、乙が行う本件業務に甲の意向が反映するよう努めなければならない。

2 甲は、本件業務の種類・内容・業務日時等に関し甲が必要と認めた場合、その都度乙を指導することができるものとし、甲から乙への指導が行われた場合、乙はこれを真摯に受け止め誠実に対応するものとする。

(衛生管理等)

**第8条** 乙は、本件業務に従事する従業員の勤務態様、健康管理、就業並びに衛生管理等について関係法令を遵守すること。また、異常が判明したときは遅滞なく甲に報告するとともに、甲の管理運営及び本件業務の実施に支障を来さないよう万全を期するものとする。

(費用負担)

**第9条** 乙は、本件業務の運営に係る人件費、保健衛生費、被服費、光熱水料、原材費、通信費、その他本件業務に必要な経費を負担する。

(対価の不発生)

**第10条** 甲及び乙は、本件業務の実施に関し、本契約書に定める以外、名目の如何を問わず何らの金員も相手方に請求しない。

(報告等)

**第11条** 乙は、半年に1回ずつ、本件業務の内容、収支決算等を書面により甲に報告しなければならない。

2 甲は、乙の損益計算書等の決算に関する書類、その他の書類の提出を求めることができる。

(協議機関の設定)

**第12条** 甲及び乙は、学生等の福利厚生に関する事項及び関連する事項について、甲乙間で恒常的な協議の場を設定する。構成は、甲の総長又はこれに代わる者、乙の理事長又はこれに代わる者を含むものとする。また、必要に応じて、各レベルでの協議の場を設けるものとする。

(契約期間)

**第13条** 契約期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。ただし、契約期間満了の6か月前までに、甲、乙いずれからも何らの意志表示をしない場合は、契約期間満了の日の翌日から向こう1か年の契約を更新したものとみなし、その後も同様とする。

(秘密保持)

**第14条** 甲及び乙は、契約期間中において知り得た互いの業務上の秘密について、これを第三者に漏洩してはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了においても同様とする。

(解除)

**第15条** 甲は、次の各号に該当するときは、契約の解除又は契約の一部を変更することができるものとする。

(1) 乙に、本契約に違背する事実があったと甲が認めたとき

(2) 甲が、固定資産等を必要とすることになったとき

(契約終了時)

**第16条** 契約が終了した場合において、乙は甲に対し、固定資産等に改良のために投じた有益費その他の費用が現存している場合にあっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

2 契約が終了した場合、乙は甲の指定する期日までに固定資産等を現状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が特に承認したときは、この限りでない。

3 前項の場合において、乙が、原状回復の義務を履行しないときは、甲は乙の負担においてこれを行うことができる。この場合、乙は甲に異議を申し立てることはできない。

(損害賠償)

**第17条** 乙は、その責に帰する事由により固定資産等に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、前条第2項による原状回復をした場合は、この限りでない。

**2** 前項に掲げる場合のほか、乙は、本契約書に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(協議)

**第18条** この契約書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、甲乙双方でその都度誠実に協議するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

平成16年4月1日

甲 札幌市北区北8条西5丁目  
国立大学法人北海道大学  
総長 中村睦男 印

乙 札幌市北区北8条西7丁目  
北海道大学生生活協同組合  
理事長 榎戸武揚 印

## 変更契約書

国立大学法人北海道大学（以下「甲」という。）と北海道大学生生活協同組合（以下「乙」という。）との間において、平成16年4月1日付けで締結した国立大学法人北海道大学における福利厚生業務に関する大学と生協との業務委託契約（以下「原契約」という。）について、原契約書第18条に基づき、次の条項とおりの変更契約を締結する。

第1条 原契約の一部を次のとおり変更する。

第3条 甲は、第1条の目的に向けた本件業務のために、別に定めた甲の所有する土地・建物（以下「固定資産等」という。）を無償で乙の使用に供する。

4 乙は、固定資産等の使用の変更等及び第1項の規定に定める以外の土地・建物等を使用する場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

5 乙が、臨時的に短期間において第1項の規定に定める以外の土地・建物等を使用する場合は、別途使用の許可を申請し、甲の許可を得なければならない。

第5条

3 固定資産等に関する小規模の修繕は、原則として乙の負担とする。ただし、甲乙協議の上、甲の負担で行なうことがある。

別記（第3条第2項関係）取扱要領「3. その他」を削除する。

第2条 前条は、平成22年4月1日から適用するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成22年3月31日

甲 札幌市北区北8条西5丁目  
国立大学法人北海道大学  
総長 佐伯 浩 印

乙 札幌市北区北8条西7丁目  
北海道大学生生活協同組合  
理事長 太田 幸雄 印

国立大学法人北海道大学と北海道大学生生活協同組合との災害時における相互協力に関する協定

国立大学法人北海道大学（以下「甲」という。）と北海道大学生生活協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関する協定を以下のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、火災その他による災害（以下「災害」という。）が発生し、またはその発生のおそれがある場合で、かつ、大学構成員並びに大学への避難住民に対する支援（以下「災害支援」という。）が必要な場合に、甲及び乙が相互に協力して災害支援を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条に定める災害支援が必要であると認められる場合、乙に、以下に掲げる事項を要請することができる。

- 一 飲料、食料その他生活必需物資（以下「飲料及び食料等」という。）の提供
- 二 食堂等施設の災害対策への利用
- 三 食器の貸し出し
- 四 器具・運搬車両の提供
- 五 災害対策に必要な労務の提供

（緊急連絡網の構築）

第3条 甲及び乙は、災害時における相互協力を円滑に行うため、災害時緊急連絡網を構築するものとする。

（情報の提供）

第4条 甲は、乙に災害に関しての情報を提供するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、甲からの協力要請事項に対し、生活協同組合の理念に基づき全国の大学生協ネットワークの協力を得ながら、積極的に応えるものとする。

（甲の要請手続）

第6条 甲から乙への要請手続は、文書で行うものとする。ただし、緊急の場合は、第3条に規定する災害時緊急連絡網により電話等で要請できるものとし、その後速やかに文書を乙へ送付するものとする。

（乙の受諾手続）

第7条 乙は、甲からの要請に協力するときは、文書により受諾の報告をするものとする。ただし、緊急の場合は電話等で受諾を報告するものとし、その後速やかに文書を甲へ送付するものとする。

（費用の負担）

第8条 第2条第一号に掲げる飲料及び食料等の提供等に係る費用の負担については、甲の負担とする。ただし、特段の事情が発生した場合は、甲及び乙が協議の上、決定する。

（災害対策物資の管理）

第9条 乙は、第2条に規定する飲料及び食料等を乙の専有する食堂等において管理するものとする。

(在庫状況の報告)

第 10 条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、飲料及び食料等の在庫状況について報告を求めることができる。

(防災訓練等への参加)

第 11 条 乙は、甲の開催する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

2 甲は、防災訓練等の実施に当たっては、事前に乙に文書で案内するものとする。

(協定の期間及び更新)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 1 ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の申し出がないときは、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

(雑則)

第 13 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議の上、決定する。

2 この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その 1 通を所持するものとする。

令和元年 10 月 1 日

甲 札幌市北区北 8 条西 5 丁目  
国立大学法人北海道大学  
総長職務代理 笠原 正 典

乙 札幌市北区北 8 条西 7 丁目  
北海道大学生生活協同組合  
理 事 長 柿 澤 宏 昭

※本協定書は原本にあらず。

原本は甲乙とも代表者の直筆署名となっています。

2019 年 10 月 1 日 北大生協 理事会室

2016年5月26日通常総代会で改正を議決し、2016年6月14日に北海道知事から認可を受けた北海道大学生生活協同組合定款は以下のとおりです。

## 北海道大学生生活協同組合 定款

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この生活協同組合(以下「組合」という。)は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

#### (名称)

**第2条** この組合は、北海道大学生生活協同組合という。

#### (事業)

**第3条** この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し又は生産して組合員に供給する事業
- (2) 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業
- (3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (4) 組合員の生活の共済を図る事業
- (5) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (6) 組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業
- (7) 組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業
- (8) 前各号の事業に附帯する事業

#### (区域)

**第4条** この組合の区域は、北海道大学の職域とする。

#### (事務所の所在地)

**第5条** この組合は、事務所を北海道札幌市に置く。

### 第2章 組合員及び出資金

#### (組合員の資格)

**第6条** この組合の区域内に勤務又は通学する者は、この組合の組合員となることができる。

- 2 この組合の区域の付近に住所を有する者又は区域内に勤務していた者でこの組合の事業を利用することを相当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

#### (加入の申込み)

**第7条** 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き付けようとする出資口数に相当する出資金額を添

え、これをこの組合に提出しなければならない。

- 2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。
- 3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。
- 4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。
- 5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

#### (加入承認の申請)

**第8条** 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

- 2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。
- 4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。
- 5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

#### (届出の義務)

**第9条** 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

#### (自由脱退)

**第10条** 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

#### (法定脱退)

**第11条** 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

#### (除名)

**第12条** この組合は、組合員が次の各号のいずれかに

該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間この組合の事業を利用しないとき。
  - (2) 供給物資の代金又は利用料の支払を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき。
  - (3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。
- 2 前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

#### (脱退組合員の払戻し請求権)

**第13条** 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
  - (2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額
- 2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
- 3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足らないときは、第1項の払戻しを行わない。

#### (出資)

**第14条** 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

- 2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の10分の1とする。
- 3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。
- 4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

#### (出資1口の金額及びその払込み方法)

**第15条** 出資1口の金額は、1,000円とし、全額一時払込みとする。

#### (出資口数の増加)

**第16条** 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

#### (出資口数の減少)

**第17条** 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資

口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

- 2 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の10分の1を超えたときは、10分の1以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。
- 3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。
- 4 第13条3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

### 第3章 役職員

#### (役員)

**第18条** この組合に次の役員を置く。

- (1) 理事 16人以上、21人以内
- (2) 監事 3人以上、5人以内

#### (役員選挙)

**第19条** 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総代会において選挙する。

- 2 理事は、組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内のものを、組合員以外の者のうちから選挙することができる。
- 3 役員選挙は無記名投票によって行い、投票は、総代1につき1票とする。

#### (役員補充)

**第20条** 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選挙規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

#### (役員任期)

**第21条** 理事の任期は1年、監事の任期は1年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、補充した総代会の日において現に在任する役員の任期が終了するときまでとする。
- 3 役員任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。
- 4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員数がその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

#### (役員兼職禁止)

**第22条** 監事は、次の者と兼ねてはならない。



- (1) この組合の理事又は使用人
- (2) この組合の子会社等(子会社、子法人等及び関連法人等)の取締役又は使用人

#### (役員 の 責任)

**第23条** 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 役員は、その任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。
- 4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。
- 5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として、総代会の決議によって免除することができる。
- 6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
  - (1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
  - (2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
  - (3) 責任を免除すべき理由及び免除額
- 7 理事は、第2項による理事の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総代会に提出するときは、各監事の同意を得なければならない。
- 8 第5項の議決があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金(当該役員が使用人を兼ねていた期間の使用人としての退職手当を含む。)を支給するときは、総代会の承認を受けなければならない。
- 9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
  - (1) 理事 次に掲げる行為
    - イ 法第31条の7第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
    - ロ 虚偽の登記
    - ハ 虚偽の公告
  - (2) 監事 監査報告に記載し、又は、記録すべき

重要な事項についての虚偽の記載又は記録

- 11 役員がこの組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

#### (理事 の 自己 契約 等)

**第24条** 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。
  - (2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
  - (3) 理事が自己又は第三者のためにこの組合の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

#### (役員 の 解任)

**第25条** 総代は、総総代の5分の1以上の連署をもって、役員 の 解任 を 請求 することが できるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

- 2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- 4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続きをしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

#### (役員 の 報酬)

**第26条** 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

- 2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べるができる。
- 3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

#### (代表理事)

**第27条** 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事(以下、代表理事という。)を選任しなければならない。

- 2 代表理事は、この組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

#### (理事長、副理事長、専務理事及び常務理事)

**第28条** 理事は、理事長1人、副理事長2名以内、専務理事1人及び常務理事4人以上7人以内を理事会において互選する。

- 2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長・副理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長・副理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。
- 6 理事は、理事長・副理事長・専務理事及び常務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

#### (理事会)

**第29条** 理事会は、理事をもって組織する。

- 2 理事会は、この組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (理事会招集手続)

**第30条** 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知(電磁的方法を含む)を発してしなければならない。ただ

し、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

#### (理事会の議決事項)

**第31条** この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総会及び総代会の招集並びに総会及び総代会に付議すべき事項
- (3) この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
- (4) 取引金融機関の決定
- (5) 前各号のほか、理事会において必要と認められた事項

#### (理事会の議決方法)

**第32条** 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わる権利を有しない。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該議案につき議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該議案について異議を述べたときは除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

#### (理事会の議事録)

**第33条** 理事会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成したときは、出席した理事及び監事はこれに電子署名をしなければならない。

#### (定款等の備置)

**第34条** この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を事務所に備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 規約
- (3) 理事会の議事録

- (4) 総代会の議事録
- (5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案(以下決算関係書類という。)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監査報告書を含む。)

- 2 この組合は、法令の定める事項を記載した組合員名簿を作成し、事務所に備え置かなければならない。
- 3 この組合は、組合員又はこの組合の債権者(理事会の議事録については、裁判所の許可を得たこの組合の債権者)から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

### (監事の職務及び権限)

- 第35条** 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない。
- 2 監事は、いつでも、理事及びこの使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社等の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、前項の報告又は調査を拒むことができる。
  - 5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
  - 6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
  - 7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
  - 8 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
  - 9 監事は、総代会において、監事の解任又は辞任について意見を述べることができる。
  - 10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
  - 11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。
  - 12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

### (理事の報告義務)

**第36条** 理事は、この組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

### (監事による理事の行為の差止め)

- 第37条** 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- 2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

### (監事の代表権)

- 第38条** 第27条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。
- (1) この組合が、理事又は理事であった者(以下、この条において理事等という。)に対し、又理事等がこの組合に対して訴えを提起する場合
  - (2) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合
  - (3) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合
  - (4) この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

### (組合員による理事の不正行為等の差止め)

**第39条** 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

### (組合員の調査請求)

- 第40条** 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、この組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。
- 2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

- 第41条** この組合に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。
  - 3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(職員)

- 第42条** この組合の職員は、理事長が任免する。
- 2 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(委員)

- 第43条** この組合に組織委員を置くことができる。組織委員は組合員の中から理事長がこれを任免する。
- 2 組織委員は理事を補佐し、組合の業務に従事する。
  - 3 組織委員の職務、任期等に関する必要な事項は別に規則で定める。

## 第4章 総代会及び総会

(総代会の設置)

- 第44条** この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。

(総代の定数)

- 第45条** 総代の定数は、200人以上400人以内において総代選挙規約で定める。

(総代の選挙)

- 第46条** 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

- 第47条** 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務執行)

- 第48条** 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

- 第49条** 総代の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。
- 2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
  - 3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(総代名簿)

- 第50条** 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

(通常総代会の招集)

- 第51条** 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招集しなければならない。

(臨時総代会の招集)

- 第52条** 臨時総代会は、必要があるときはいつでも理事会の議決を経て招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。

(総代会の招集者)

- 第53条** 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。
- 2 理事長及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(総代会の招集手続)

- 第54条** 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。
- 2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。
  - 3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。
  - 4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもって、その通知を発しなければならない。
  - 5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書(監査報告を含む。)を提供しなければならない。

(総代会提出議案及び書類の調査)

- 第55条** 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

### (総代会の会日の延期又は続行の決議)

**第56条** 総代会の会日は、総代会の議決により、続行し、又は延期することができる。この場合においては、第54条の規定は適用しない。

### (総代会の議決事項)

**第57条** この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
  - (2) 規約の設定、変更及び廃止
  - (3) 解散及び合併
  - (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
  - (5) 出資一口の金額の減少
  - (6) 事業報告書及び決算関係書類
  - (7) 連合会及び他の団体への加入又は脱退
- 2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。
- 3 総代会においては、第54条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

### (総代会の成立要件)

**第58条** 総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から20日以内にさらに総代会を招集することを決定しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

### (役員の説明義務)

**第59条** 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合
- (2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項をこの組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な

- 調査が著しく容易である場合はこの限りでない
- (4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることによりこの組合その他の者(当該総代を除く。)の権利を侵害することとなる場合
  - (5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

### (議決権及び選挙権)

**第60条** 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

### (総代会の議決方法)

**第61条** 総代会の議事は、出席した総代の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総代会の議長は、総代会において、出席した総代のうちから、その都度選任する。
- 3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。
- 4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。

### (総代会の特別議決方法)

**第62条** 次の事項は、総代の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 第23条第5項に規定する役員の実任の免除

### (議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

**第63条** 総代は、第54条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。

- 2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。
- 3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第54条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の名を書面に明示して、第67条又は第19条第1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。
- 4 代理人は、3人以上の総代を代理することができ

ない。

- 5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

#### (組合員の発言権)

**第64条** 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

#### (総代会の議事録)

**第65条** 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び代表理事がこれに署名または記名押印する。

#### (解散又は合併の議決)

**第66条** 総代会においてこの組合の解散又は合併の議決があったときは、理事長は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

- 2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1箇月以内に行なければならない。
- 3 前項の請求の日から2週間以内に理事長が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。
- 4 前二項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

#### (総会及び総代会運営規約)

**第67条** この定款に定めるもののほか、総会及び総代会の運営に関し必要な事項は、総会及び総代会運営規約で定める。

### 第5章 事業の執行

#### (事業の利用)

**第68条** 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

#### (事業の品目等)

**第69条** 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、書籍、教育機器、学用品、文房具、電気製品、家具、衣料品、皮革製品、化粧品、日用雑貨

品、運動用具品、楽器、写真用品、写真処理サービス、コピー、時計、飲料、食料品、葉書・切手類、煙草、酒、プレイガイド、斡旋物資、その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。

- 2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類は、食堂及び喫茶、その他生活に必要な協同施設とする。
- 3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、全国大学生協共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業及び火災共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業とする。

### 第6章 会計

#### (事業年度)

**第70条** この組合の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

#### (財務処理)

**第71条** この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細表を作成するものとする。

#### (収支の明示)

**第72条** この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

#### (法定準備金)

**第73条** この組合は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のてん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

- 2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のてん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

#### (教育事業等繰越金)

**第74条** この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第5号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に地域及びこの組合の区域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

- 2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

### (剰余金の割戻し)

**第75条** この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

### (利用分量に応ずる割戻し)

**第76条** 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し(以下「利用分量割戻し」という。)は、毎事業年度の剰余金について、越欠損金をてん補し、第73条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第74条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰越す金額(以下「法定準備金等の金額」という。)を控除した後に、なお残余があるときに行うことができる。

- 2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の利用分量に応じて行う。
- 3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度利用した事業の分量を証する領収書(利用高券・レシート等)を交付するものとする。
- 4 この組合は、組合員が利用した組合事業の利用分量の総額がこの組合の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。
- 5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。
- 6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。
- 7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた領収書(利用高券・レシート等)を提出してこれをしなければならない。
- 8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書(利用高券・レシート等)によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。
- 9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- 10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰

すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかったときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。

- 11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかった額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

### (出資額に応ずる割戻し)

**第77条** 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し(以下「出資配当」という。)は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。

- 2 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。
- 3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。
- 4 この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総代会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。
- 5 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならない。
- 6 この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。
- 7 この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- 8 この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

### (端数処理)

**第78条** 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (その他の剰余金処分)

**第79条** この組合は、剰余金について、第75条の規定により組合員への割戻しを行った後になお残余があるときは、その残余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

### (欠損金のでん補)

**第80条** この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのでん補に充てるものとする。

### (投機取引等の禁止)

**第81条** この組合は、いかなる名義をもつてするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

### (組合員に対する情報開示)

**第82条** この組合は、この組合が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

## 第7章 解散

### (解散)

**第83条** この組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
- (2) 合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 行政庁の解散命令

2 この組合は前項の事由によるほか、組合員(第6条第2項の規定による組合員及び第6条第1項の規定による通学するものを除く。)が20人未満になったときは、解散する。

3 理事は、この組合が解散(破産による場合を除く。)したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

### (残余財産の処分)

**第84条** この組合が解散(合併又は破産による場合を除く。)した場合の残余財産(解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。)は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

## 第8章 雑則

### (公告の方法)

**第85条** この組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示する方法により行う。

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項に規定する方法により行うものとする。

### (組合の組合員に対する通知及び催告)

**第86条** この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

### (実施規則)

**第87条** この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

### 附則

(施行期日) この定款は1957年11月30日より施行する。1960年5月・61年5月・64年5月・64年11月・65年5月・67年5月・69年10月・76年11月・77年11月・78年5月・85年5月・86年5月・91年5月・92年5月・94年5月・01年5月・06年6月・08年2月・08年5月・09年6月19日・11年7月及び2016年5月一部改正施行する。



2015年5月27日の通常総代会で改正を議決した北海道大学生生活協同組合の総会及び総代会運営規約は以下のとおりです。

## 総会及び総代会運営規約

(総則)

第1条 この規約は、消費生活協同組合法及び定款に基づき、北海道大学生生活協同組合（以下、「組合」という。）の総会及び総代会の運営について定める。

2 法令、定款及びこの規約に定めがないときは、そのつど総代会で定める。

3 法令、定款、この規約及び総代会で定めた事項のほかは議長が決する。

(資格確認)

第2条 総代会に実出席する総代は、総代会会場の受付で、組合が定める方法によりその資格の確認を受け、総代証の交付を受けるものとする。

2 定款第63条の定めにより総代から委任を受けた代理人は、総代会会場の受付でその総代が署名又は記名押印した委任状を組合に提出し、資格の確認を受け、組合から代理人証の交付を受ける。ただし、代理人が代理できるのは総代2人までとする。

(議決権及び選挙権の書面による行使)

第3条 定款第63条の定めにより総代が書面により議決権及び選挙権を行使する場合には、次のものを総代会の開会までに組合に提出するものとする。

(1) あらかじめ通知のあった事項について賛否を明示し、総代が署名又は記名押印した書面（以下、「書面議決書」という。）

(2) 選挙しようとする役員の名を明示した無記名の書面を、総代が署名又は記名押印した封筒に入れたもの

2 第9条第2項に基づき退場する総代又は代理人が前項第1号又は第2号に定めるものを提出したときは、前項の定めにかかわらず、これを有効なものとして取り扱う。

(資格審査委員会)

第4条 理事長は前二条に関する確認を円滑に行うため、役職員若干名で構成する資格審査委員会を置くことができる。

(開会)

第5条 出席者が定款第58条に定める成立要件に達したとき、理事はその数を報告して開会を宣言する。ただし、監事が招集した総代会では、監事がこれを行う。

(議長)

第6条 理事は、総代会にはかつて、出席した総代の中から議長1人を選出する。

2 前項の選出に際し選挙を行う場合は、拍手、挙手又は投票による。

3 議長は、総代会の秩序を保ち円滑に運営する。

(書記)

第7条 議長は、議事の開始にあたり議場にはかつて書記若干名を指名する。

(議事運営委員)

第8条 議長は、役職員、総代の中から議事運営委員を指名し、議事日程の提案、発言通告の受理、その他議事運営に必要な助言と事務を行わせることができる。

(退場の制限等)

第9条 出席者は議長の定めた席につき、会議中みだりに席を離れてはならない。

2 出席した総代又は代理人が、総代会の終了前に退場するときは、議長又は議事運営委員の許可を得なければならない。

3 総代会の出席者が退場したことによって成立要件に欠けることになったときは、議長はこのことを総代会に報告する。

(発言)

第10条 議長は、発言方法と発言時間を総代会にはかつて定める。

2 発言者は、議長の許可を得て、所属及び氏名を告げてから発言する。

3 議長は、総代会にはかつて、関係者を出席させ発言を求めることができる。

4 議長は、総代会の運営上必要と判断したとき、発言を停止させることができる。

(質問に対する説明)

第11条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。

2 総代の質問に対する説明は、理事会が提案した議案に関する質問については理事長又は理事長が指名した者が、監事が提案した議案又は監査に関する質問については監事又は監事が指名した者が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する説明を拒むことができる。

(1) 質問が総代会の目的である事項に関しないものである場合

(2) 説明により組合員の共同の利益を著しく害する場合

(3) 調査を要するため、直ちに説明することが困難である場合

(4) 説明により、組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合

(5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(6) その他正当な理由がある場合

(議事進行に関する動議)

第 12 条 総代は、討論の続行と終結、総代会の続行と延期、議長不信任など議事進行に関する事項について、総代 10 人以上（自分を含む。）の賛同を得て、文書又は口頭で議長に動議を提出することができる。

2 前項の動議の提出があったときは、議長は動議の提出者から総代会に対してその動議の趣旨を説明させたのち表決に付する。ただし、議長の不信任動議を除き、議事運営上適切でない認められるときは、議長の判断により動議を却下することができる。

3 第 1 項の動議は、出席した総代の議決権（代理人による議決権を含み、書面による出席者及び議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。

(修正動議)

第 13 条 総代が、付議された議案を修正する動議（以下、「修正動議」という。）を提出する場合には、総代 10 人以上（自分を含む。）の賛同を得て、総代会の会日の 5 日前までに、文書で理事長に届け出るものとする。

2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付さなければならない。

3 前二項の定めにかかわらず、総代は、総代 10 人以上（自分を含む。）の賛同を得て、総代会において文書で議長に修正動議を提出することができる。

4 前項の修正動議の提出があった場合、議長は総代会に議題としてとりあげるかどうかをわかり、その修正動議を提出した総代（賛同した者を含む。）のほかに総代 10 人以上が議題としてとりあげることを支持したとき、議長はその修正動議について審議に付すものとする。

5 議長は、修正動議を審議に付したときは、表決に当たりまず修正動議につきこれを決するものとし、2 つ以上の修正動議があるときは、その趣旨が原案ともっとも異なるものから順次表決するものとする。

6 修正動議の提出者は、その修正動議が審議に付された後でも、これを修正又は撤回できる。ただし、議長が修正又は撤回を拒んだときはこの限りでない。

7 修正動議は、出席した総代の議決権（書面又は代理人による議決権を含み、議長は出席した

総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。

8 修正動議を表決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権したものとみなす。

(緊急動議)

第 14 条 総代は、定款第 57 条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。

2 前項に定める動議（以下、「緊急動議」という。）については、前条第 3 項及び第 4 項の定めを準用する。

3 緊急動議は、出席した総代の議決権（議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。ただし、書面又は代理人による出席者はこの議決に関して欠席したものとみなす。

4 前項の場合において、その動議に関し出席した総代の人数が第 5 条に定める成立要件を満たさないときは、議長はその緊急動議を審議又は表決に付すことができない。

(一事不再議)

第 15 条 否決又は撤回された議案及び動議は、同じ総代会で再び提案できない。

(特別委員会)

第 16 条 総代会で特に必要と認めるときは、特別委員会を設けて、議案その他の事項の審議を行わせることができる。

2 前項の委員は総代会で選任し、委員は委員長を互選する。

3 委員長は、審議の経過及び結果を総代会に報告する。

4 議長は、特別委員会の報告を受けて必要があるときは、表決に付さなければならない。

(総代会の打ち切り、延期及び続行)

第 17 条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、又は続行することができる。

(討論の終結)

第 18 条 議長が議案の表決を行うことを宣言した後は、議案についての発言をすることができない。

(表決の方法)

第 19 条 表決は挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長が定める。

2 議長は、表決にあたって議場の閉鎖を宣言し、総代会の成立の状況を確認するものとする。

3 総代及び代理人は、総代証又は代理人証を明示して議長の採決に応じなければならない。

4 棄権した者の数及び表示された議決権行使

の意思内容が不明である者の数は、出席した総代の議決権数に算入する。

(表決結果の宣言)

第 20 条 議長は、前条第 3 項による賛否等に書面議決書による賛否等を加えて、表決の結果を宣言しなければならない。

2 前項の場合において、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること又は充足していないことを宣言すれば足り、賛否等の数を宣言することを要しない。

(傍聴)

第 21 条 組合員は、議長の許可を得て総代会を傍聴することができる。

2 総代会を傍聴する組合員は、議事運営に支障を生じない範囲で、議長の許可を得て発言することができる。

(秩序の保持)

第 22 条 総代会の議事運営は、すべて議長が指示する。

2 議長は、無断で発言した者又は議事妨害になる行為をした者に、退場を命じることができる。

3 議長は、議事運営のために必要と判断したときは、議場を閉鎖できる。

(総会)

第 23 条 総会の運営にあたっては、この規約の各条を準用する。この場合において、第 2 条中「総代 2 人まで」とあるのは「組合員 9 人まで」と、第 12 条及び第 13 条中「総代 10 人以上」とあるのは「組合員 30 人以上」と読み替えるものとする。

(改廃)

第 24 条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

(施行期日)

- 1 この規約は、組合成立の日から施行する。
- 1 2008 年 5 月 24 日一部改正・施行する。
- 1 2015 年 5 月 27 日一部改正・施行する。

2015年5月27日の通常総代会で改正を議決した北海道大学生生活協同組合の総代選挙規約は以下のとおりです。

## 総代選挙規約

### (目的)

**第1条** この規約は、消費生活協同組合法及び定款に基づき、北海道大学生生活協同組合(以下、「組合」という。)の総代の選挙と補充について定める。

### (選挙区と定数)

**第2条** 総代の選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款第45条の定める範囲内において理事会で定める。

### (総代選挙管理委員会)

**第3条** 理事長は、総代選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て、組合員(役職員である者を含む、以下同じ。)の中から3人以上5人以内の総代選挙管理委員会(以下、この条において「委員」という。)を任命する。

2 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

3 委員は、総代選挙管理委員会(以下、この条において「委員会」という。)を構成し、委員会は委員の中から総代選挙管理委員長1人を互選する。

4 委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

5 委員会は、この規約の定めるところにより総代選挙を管理運営し、その結果等を公告するほか、理事会に報告する。

### (選挙権及び被選挙権)

**第4条** 選挙権及び被選挙権を有する組合員は、投票を行う日の前日までに組合員名簿に登録されている者とする。ただし、役員及び総代選挙管理委員は被選挙権を有しない。

### (選挙の手順)

**第5条** 任期満了に伴う総代選挙は、通常総代会の会日の28日前までに選挙実施の公告を行ない、21日前までに投票を行い16日前までに当選者決定の公告をおこなうものとし、具体的な日程については総代選挙管理委員会が定める。

### (選挙実施の公告)

**第6条** 選挙実施の公告には次の事項を記載する。

- (1) 選挙区及び選挙区ごとの定数
- (2) 候補者の受付期間と手続き方法
- (3) 投票を行う場合の投票の期日と場所及び投票

### の方法

(4) 候補者が定数内である選挙区については、投票によらないで、その選挙区の候補者全員を当選とする旨

(5) その他必要な事項

### (候補者の届け出)

**第7条** 総代に立候補しようとする組合員は、公告された受付期間中に、総代選挙管理委員会が作成した用紙(以下、「所定の用紙」という。)に必要事項を記入し、総代選挙管理委員長に届け出なければならない。

2 組合員が総代候補者を推薦しようとするときは、組合員の中から本人の承諾を得て、前項の期間中に、所定の用紙に必要事項を記入し、総代選挙管理委員長に推薦を届け出る事ができる。

### (投票に関する公告と周知)

**第8条** 総代選挙管理委員長は、候補者が定数を超えたために投票を行うことになる選挙区について、その投票日の4日前までに候補者の氏名、投票の期日と場所及び投票の方法を公告するとともに、その選挙区の組合員に周知を図るものとする。

2 すべての選挙区で候補者が定数内であるため投票を行わないときは、前項による公告を行わない。

### (選挙運動)

**第9条** 選挙運動は、総代選挙管理委員会の指示に従って行うことを要する。

2 選挙運動を行うにあたり、前項による総代選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、総代選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

### (投票の方法)

**第10条** 候補者が定員を超えた選挙区は、組合員一人一票の無記名連記制による投票を行う。

### (当選者)

**第11条** 当選の決定は有効投票の多数の順による。ただし、当選最下位者の得票数が同数のときは抽選により当選者を決定する。

2 前項の定めにかかわらず、候補者がその選挙区の定数以内であるときは投票によらないで当選とする。

(無効投票)

第12条 次の投票は無効とする。

- (1) 総代選挙管理委員会が作成した投票用紙を用いないもの
- (2) 定められた投票方法に違反したもの

(立会人)

第13条 総代選挙管理委員長は、投票及び開票の際必要に応じて、選挙権を持つ組合員の中から立会人を選任する。

(当選の通知と公告)

第14条 総代選挙管理委員長は、当選者が確定したときは当選者にその旨を通知し、かつ、当選者の選挙区、氏名を公告する。

(就任)

第15条 当選者は、前条による公告がされたときに総代に就任する。

2 就任した総代が辞任したとき又はその資格を失ったときは、次点の者を順に繰り上げ当選とする。

(異議申し立て)

第16条 選挙に関する異議は、当選の公告をした日の3日後の日までに総代選挙管理委員会に対して書面をもって行う。

2 異議の裁定は総代選挙管理委員会において決する。

3 総代選挙管理委員長は裁定の結果を異議申し立ての日から3日以内に異議申立人に通知する。

4 裁定の結果が特定の候補者の当選を無効とすべきものであるときは、総代選挙管理委員会はその当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。

5 裁定の結果が当該選挙区又は全選挙区の選挙を無効とすべきものであるときは、総代選挙管理委員会は当該選挙区又は全選挙区の選挙を無効とし、その選挙区について再選挙を行う。

(追加選挙)

第17条 就任する総代総数が定款に定める定数の下限に達しないときは、通常総代会までの間に、定員割れとなったすべての選挙区で追加選挙を行い、総代総数が定款に定める定数の下限以上となるよう努めるものとする。

(定款に定める定数の下限から欠いている場合の措置)

第18条 現に就任している総代総数が定款に定める定数の下限を欠いているときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当選各号に定める取り扱いをするものとする。

する。

(1) 総代会の成立の確認 定款に定める定数の下限の人数の半数以上の出席で総代会が成立するものとする。

(2) 役員解任請求又は臨時総代会招集請求の成立の確認 現に就任している総代5分の1以上の同意でその請求が成立するものとする。

(補充)

第19条 現に就任している総代の人数が定款に定める定数の下限の人数の5分の1を超えて欠けている場合において臨時総代会を招集しようとするときは、定員割れのすべての選挙区で補充選挙を実施しなければならない。

2 前項の規定は、監事が総代会を招集するとき又は総代の5分の1以上の同意を得た請求に基づき理事長が総代会を招集するときには適用しない。

3 第1項以外の場合で理事会が必要であると議決したときは、補充選挙を実施する。

4 補充選挙については、前各条を準用する。

(細目等)

第20条 総代選挙に関する細目並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取扱いは、総代選挙管理委員会が決する。

(改廃)

第21条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

(施行期日)

1 この規約は、組合の成立の日から施行する。

1 この規約は1965年4月1日より施行する。1968年11月・1991年5月・1994年5月・2000年5月・2001年5月・2006年6月・2008年6月9日及び2015年5月27日一部改正施行する。

2015年5月27日の通常総代会で改正を議決した北海道大学生協同組合の役員選挙規約は以下のとおりです。

## 役員選挙規約

(目的)

第1条 この規約は、消費生活協同組合法(以下、「生協法」という。)及び定款に基づき、北海道大学生協同組合(以下、「組合」という。)の選挙と補充について定める。

(選挙区と定数)

第2条 役員選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款第19条の定める範囲内において理事会で定める。

(不適格者)

第3条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、以下の者は役員としての被選挙権を有しない。

- (1) 被補助人
- (2) 破産手続開始の決定を受け、復権していない者

(役員選挙管理委員会)

第4条 理事長は、役員選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て、組合員(役員である者を含む、以下同じ。)の中から3人以上5人以内の役員選挙管理委員(以下、この条において「委員」という。)を任命する。

- 2 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 委員は、役員選挙管理委員会(以下、この条において「委員会」という。)を構成し、委員会は委員の中から役員選挙管理委員長1人を互選する。
- 4 委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の多数で決する。
- 5 委員会は、この規約の定めるところにより役員選挙を管理運営し、その経過及び結果等を理事会及び総代会に報告するほか、必要な公告を行う。

(被選挙権)

第5条 役員選挙の被選挙権を持ち立候補できる者は、第7条による公告がされた日に組合員である者とする。ただし、生協職員として採用されたことにより組合員資格を持って組合員となっている者は、理事会の推薦を得た場合を除き、立候補者となることができない。

2 役員選挙管理委員は、候補者となることができない。ただし、役員選挙管理委員を辞任したときはこの限りでない。

(選挙の手順)

第6条 任期満了に伴う役員選挙は、その選挙を行う通常総代会の会日の28日前までに選挙実施の公告を行い、総代会において選挙し、総代会において当選を確認するものとし、具体的な日程については役員選挙管理委員会が定める。

(選挙実施の公告)

第7条 選挙実施の公告には次の事項を記載する。

- (1) 役員選挙区及び選挙区ごとの定数
- (2) 候補者の受付期間と手続き方法
- (3) その他必要な事項

2 前項第2号の受付期間の最終日は、前項の公告の日から7日(ただし、土・日・祝日は含まない。)以上経過した日であることを要する。

(立候補の届け出)

第8条 理事又は監事に立候補しようとする組合員は、公告された受付期間中に、役員選挙管理委員会が作成した用紙(以下、「所定の用紙」という。)に必要事項を記入し、役員選挙管理委員長に届け出なければならない。

(重複立候補の禁止)

第9条 組合員は、理事と監事に同時に立候補し、又は異なる選挙区で同時に立候補することができない。

(理事会による推薦)

第10条 理事会は、組合員または組合員以外の者のうちから、役員候補者を、本人の同意を得て、第2条により定めた定数の範囲内で推薦することができる。ただし、理事については、定款に定める理事の定数の下限の3分の1を超えて組合員以外の者を推薦することはできない。

- 2 理事会は、第8条により立候補した組合員を、その組合員の同意を得て推薦することができる。
- 3 前二項の推薦は、理事会の議決により決する。ただし、理事会が監事候補者の推薦をするときは、監事の意見を聞いて行うよう努めるものとする。
- 4 第1項の推薦を得て候補となる者は、公告された受付期間中に所定の用紙に必要事項を記入し、推薦受諾の旨を役員選挙管理委員長に届けるものとする。ただし、その届け出が遅れることにつき正当な理由があるときは、役員選挙管理委員長の承認を得て、受付期間終了後速やかに届け出ることができる。

(選挙運動)

第11条 選挙運動は、役員選挙管理委員会の指示に従って行うことを要する。

- 2 選挙運動を行うにあたり、前項による役員選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、役員選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

(選挙)

第12条 選挙は、総代会において行う。

- 2 総代会に出席した総代(第14条の書面投票により参加する総代及び委任により参加する総代を含む、以下同じ。)は、すべての選挙区の選挙に投票するものとし、投票は総代1人につき1票とする。
- 3 投票は、選挙区ごとに、無記名連記制により行う。
- 4 前2項の定めにかかわらず、その選挙区の候補者が定数内であるときは、投票を省略する。

(当選者の決定)

第13条 候補者が定数を上回る選挙区については、当選の決定は有効投票の多数の順による。ただし、当選最下位者の得票数が同数の時は、抽選により当選者を決定する。

- 2 前条第4項の場合は、その選挙区の候補者全員を当選者とする。

(書面投票)

第14条 定款第19条に定める書面による選挙権の行使は、選挙しようとする役員の氏名を明示した書面(ただし、役員選挙管理委員会が作成した投票用紙であることを要する。)を封筒に封入し、封筒に署名又は記名押印して、総代会の開会までに役員選挙管理委員長に提出して行う。

- 2 前項の定めにかかわらず、総代会の途中で退席する総代(総代から委任を受けた者を含む。)は、退席後に行使すべき選挙権について書面をもって行うことができる。

(無効投票)

第15条 次の投票は、無効とする。

- (1) 役員選挙管理委員会が作成した投票用紙を用いないもの
- (2) 定められた投票方法に違反したもの

(立候補又は推薦受諾の取消し)

第16条 候補者となった者は、当選者が確定するまでの間、役員選挙管理委員長に通知することにより、いつでも立候補又は推薦受諾を取消すことができる。

- 2 前項の取消しがされた場合、すでに行われた書面投票の準備・投票等は、その者に関する部分のみ行われなかったものとみなす。

(総代会への報告と公告)

第17条 役員選挙管理委員長は、役員選挙の結果を総代会に報告し、公告する。

(就任辞退)

第18条 当選した役員が就任を辞退したとき、又は役員の資格喪失等により役員に就任しなかったときは、役員選挙管理委員会の決定により次点者を当選者とし、この旨を役員選挙管理委員長が公告する。

(就任)

第19条 通常総代会で当選した者は、その通常総代会が終了したときに役員に就任する。

(総代が役員に就任した場合の措置)

第20条 総代が役員に就任したときは、その就任のときに総代を退任するものとする。

(異議申し立て)

第21条 選挙に関する異議は、その総代会が終了するときまでの間に、役員選挙管理委員長に対して書面又は口頭で行う。

- 2 異議の裁定は役員選挙管理委員会において決し、総代会が終了するときまでに異議申立人に通知する。
- 3 裁定の結果が特定の候補者の当選を無効とすべきものであるときは、役員選挙管理委員会はその当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。

(補充選挙)

第22条 補充選挙を行うときは、前各条を準用する。

(細目)

第23条 役員選挙に関する細目並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取り扱いは、役員選挙管理委員会が決する。

(改廃)

第24条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

(施行期日)

1 この規約は、組合成立の日から施行する。

1 この規約は1966年11月28日より施行する。1994年5月・2002年5月・2004年5月・2006年6月・2008年6月9日及び2015年5月27日一部改正施行する。

# 監事監査規則

(2019年10月28日改正)

(目的)

第1条 本規則は、法令及び定款の規定に基づき、監事の組合の監査に関する基本事項を定めるものである。

(監事の職責及び基本姿勢)

第2条 監事は、組合員の負託を受けた独立の機関として理事の職務の執行を監査することにより、持続的な発展を可能とする組合の健全な運営と社会的信頼を確保するよう努めなければならない。

2 前項の責務を果たすため、監事は、理事会その他重要な会議への出席、理事及び職員等から受領した報告内容の検証、組合の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、理事又は職員等に対する助言又は勧告等の意見の表明、理事の行為の差し止めなど、必要な措置を適時に講じなければならない。

3 監事は、独立の立場の保持に努めるとともに、法令及び定款を遵守し、組合及び組合員、その他の利害関係者のために常に公正不偏な態度をもって、その職務を執行しなければならない。

4 監事は、監査を実施するために必要な知識及び技術の習得に常に努めなければならない。

5 監事は、適正な監査視点を形成するために、経営全般の見地から経営課題についての認識を深め、経営状況の推移と組合をめぐる環境の変化を把握するよう努めなければならない。

6 監事は、職務上知り得た重要な情報を、他の監事と共有するよう努めなければならない。

7 監事は、監査意見を形成するにあたり、よく事実を確かめ、判断の合理的根拠を求め、その適正化に努めなければならない。

8 監事は、その職務の遂行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならない。

(監事会の設置)

第3条 監事は、監査に関する、相互の情報の共有、意見の調整及び必要な事項を協議するために監事会を置く。ただし、監事会は、各監事の権限の行使を妨げることはできない。

(職務及び権限)

第4条 監事の職務及び権限は、次のとおりとする。

(1) 消費生活協同組合法(以下「生協法」という。)第30条の3に定められた理事の職務の執行の監査及び監査報告書の作成に関する事項、その他の事項

(2) 生協法第31条の3に定められた理事が理事の損害賠償責任を免除する議案を総代会に提出するときの同意に関する事項

(3) 生協法第31条の6に定められた役員 of 責任を追及する訴えにおいて、組合が理事等を補助するため、責任追及等の訴えに係る訴訟に参加する場合の同意に関する事項

(4) 生協法第31条の7に定められた決算関係書類等の監査及び監査報告書の作成に関する事項

(5) 生協法第33条、第36条及び第47条の2に定める理事の職務を行う者がいないとき又は組合員の総代会招集請求に際し、理事が正当な理由がなく総代会の招集手続を行わないときの招集に関する事項

(6) その他法令及び定款に定める事項

(兼職の禁止)

第5条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

(1) 組合の理事又は使用人

(2) 組合の子会社の取締役又は使用人

(理事会他重要な会議への出席)

第6条 監事は、理事会に出席し、必要に応じ報告を行い、又は意見を述べなければならない。

2 監事は、前項以外の重要な会議に出席し、必要に応じ報告を行い、又は意見を述べることができる。

(監査計画)

第7条 監査計画は、毎事業年度の初めに、第11条で定める特定監事または監事会で定める監事が立案し、監事会の協議を経て監事が決定する。

2 実施計画の作成に当たっては、重要性及び適時性を考慮した上で監査対象を選定し、効率的な監査が実施できるよう配慮しなければならない。

(決定に必要な同意の人数)

第8条 次に掲げる事項の決定は、全監事の過半数の同意を必要とする。

(1) 監事による総代会の招集に関する事項

(2) 監査についての規則等の設定、変更又は廃止に関する事項

(3) 監事会議長及び特定監事の互選

(4) 監査計画の決定

2 次に掲げる事項の決定は、監事全員の同意を必要とする。

(1) 理事の損害賠償責任免除に関する事項

(2) 役員 of 責任を追及する訴えにおいて、組合が理事等を補助するための訴訟参加に関する事項

(3) 監事の報酬に関する事項

3 監事は、前2項の決定を行う前に、複数の監事が参加する監事会でそのことに関する協議を行わ



なければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、監事会での協議を経ることなく必要な同意数を確認して決定することができる。

(監事会の構成)

第9条 監事会は、監事をもって構成する。

(議長)

第10条 監事会の議長は、監事の中から互選する。

2 議長は、監事会の議事運営と意見調整を担当する。

(特定監事)

第11条 監事は、次に掲げる職務を行う監事(以下「特定監事」という。)を互選する。

(1) 各監事が受領すべき決算関係書類、事業報告書及び附属明細書を理事から受領し、それらを他の監事に対し送付すること

(2) 監事の監査報告書の内容を、理事会が監事に指定する理事(以下「特定理事」という。)に対し通知すること

(3) 前各号の日程について特定理事と合意すること

2 特定監事は、監事会の議長と兼務することを妨げない。

(開催)

第12条 監事会は、1年に2回以上、定期に開催する。ただし、必要に応じて随時に開催することができる。

(招集者)

第13条 監事会は、議長が招集し運営する。

2 各監事は、議長に対し監事会を招集するよう請求することができる。

(監事会の協議事項等)

第14条 監事会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 監査の基本方針及び監査計画の作成に関する事項

(2) 子会社、関連会社等の調査に関する事項

(3) 監査報告書、監査意見並びに勧告書の作成に関する事項

(4) 監査についての規則の設定、変更に関する事項

(5) 監事による総代会の招集に関する事項

(6) 監事による理事会の招集に関する事項

(7) 理事の不正行為、法令・定款違反等に関する事項

(8) 理事の損害賠償責任免除に関する事項

(9) 訴訟における監事の組合代表に関する事項

(10) 監事の報酬に関する事項

(11) 監査費用に関する事項

(12) その他監事会において必要と認めた事項

2 監事は、必要に応じ監事会において、理事、職員等その他関係者から意見又は報告を求めることができる。

(代表理事との定期的会合等)

第15条 監事会は、代表理事と定期的に会合を持ち、組合が対処すべき課題、監事監査の環境整備の状況、監査の重要課題等について意見交換を行い、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表理事との相互認識を深めるよう努める。

2 監事会は、代表理事及び理事会に対して、監査方針及び監査計画並びに監査の実施状況及びその結果について適宜説明する。

(議事録)

第16条 監事会は、次に掲げる事項を内容とする議事録を作成し、出席した監事がこれに署名又は記名押印するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 議事の経過の要領及びその結果

(3) 次に掲げる事項につき監事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 組合に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した旨の理事からの報告

ロ 理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した旨の公認会計士等からの報告

(4) 監事会の出席者及び議長の氏名

2 監事会の後に第8条による決定がなされたときは、その経過等を議事録に追記する。

(監事会事務局)

第17条 監事の下に監事会事務局を置くことができる。

2 監事会事務局員は、監事の命を受け、監事会の運営に関する事務及び監事の職務を補助する。

3 監事会事務局員の人事に関する事項は、監事が代表理事と協議し、監事会の同意を得て行う。

4 監事会事務局を置いていない場合、又は監事会事務局員以外の補助者が必要なときは、監事は、代表理事に対して、補助者の配置や監査補助機能の確立・活用等について要請することができる。

(監査の手続)

第18条 監事が監査を実施するときは、実施日時、目的、対象を明らかにして代表理事に通知するものとする。ただし、監査の内容により、特に通知する

必要を認めない場合はこの限りでない。

- 2 監事は、理事に対して監査のために必要とする諸資料の提出を求めることができる。また、必要に応じて関係者に報告を求めることができる。

#### (監事監査基準)

第19条 監査の事項は、法令又は定款もしくは本監事監査規則に定める事項のほか、日本生協連が定める生協監事監査基準による。

#### (監査の実施)

第20条 監事は、定期監査として監査計画に従い、組合の財産及び理事の業務執行の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、前項の定期監査を行う他、必要と認めるときは臨時に監査を行うものとする。
- 3 第21条・第22条に定める場合を除き、前2項による監査の結果必要と認めるときは、監事は理事会に対して、監査結果や助言等を報告するものとする。

#### (通常総代会の招集通知に添付する監査報告書の作成)

第21条 通常総代会に当たり、特定監事が特定理事から決算関係書類及びその附属明細書、事業報告書及びその附属明細書(以下本条において「書類等」という。)を受領したときは、必要な監査を行い、消費生活協同組合法施行規則(以下「施行規則」という。)第131条・132条に定める監査報告(この規則で「監査報告書」という。)を作成しなければならない。

- 2 監事において異なる監査意見がある場合には、その監事の監査報告書を併せて作成する。
- 3 特定監事は、前2項の監査報告書を、施行規則第133条第1項・第2項に定める期日、すなわち次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、提出しなければならない。
  - (1) 決算報告書類及び事業報告書の全部を受領した日から4週間を経過した日
  - (2) 決算関係書類の附属明細書及び事業報告書の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日
  - (3) 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日
- 4 特定監事が、前項により通知をすべき日までに監査報告書の内容を特定理事に通知しない場合には、監事が、第1項の書類等に関する監査を行ったものとみなす。

#### (総代会提出議案・書類等の調査)

第22条 監事は、生協法第30条の3第3項において準用する会社法第384条の定めるところにより、理事が総代会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。

- 2 前項の調査により、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

#### (他の監査及び専門家等との関係)

第23条 監事は、事業連合・各種内部監査・組合が提携する会計の専門家等と緊密な関係を保ち、積極的に情報交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めるものとする。

- 2 監事は、事業連合・各種内部監査・組合が提携する会計の専門家等の行う監査計画書及び監査報告書等の提出を求めることができる。

#### (子会社、関連会社等の調査)

第23条 監事は、監査を行うために必要な範囲で、組合の管理上重要と思われる事項について、子会社、関連会社等に報告を求めることができる。

- 2 監事は、前項の報告を求めた上で、必要な場合はその子会社について調査することができる。
- 3 監事は、必要な場合には関連会社等に報告を求め、同意を得て調査することができる。
- 4 前2項は、会社以外の法人にも準用する。

#### (本規則の改廃)

第24条 本規則の改廃は、監事の過半数の同意により行い、総代会の承認を得るものとする。

#### 附則

##### (実施期日)

この規則は、2006年5月17日より実施する。

- 1 2008年6月9日、2009年3月19日、2019年10月28日より一部改正し実施する。



## 北海道大学生生活協同組合

〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 7 丁目 1 - 1

TEL 011-736-6218 FAX 011-746-2341

<https://www.hokudai.seikyou.ne.jp>

[seikyou@coop.hokudai.ac.jp](mailto:seikyou@coop.hokudai.ac.jp)